

第2編 一般対策編

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い防災活動体制の整備計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急事態に対する備えが重要であることから、機能的な防災活動体制の整備を図る。

第2 防災活動体制の整備

1 階層的防災生活圈構想の推進

市は、階層的防災生活圈構想の実現に向けて、積極的に取り組むこととし、本市の特性（広い面積・少ない人口・自治会分散・地域の文化及び個性の違い等）に留意し、かつ、運用上の効率性を考慮して、本市における防災生活圈の設定と階層ごとに求められる機能の整備を推進する。

2 本市における防災階層の構築

災害発生時における避難及び応急対策活動において、安全性が高く、効率的でバランスのとれた防災対策を推進するため、防災階層に基づくまちづくりを推進する。

防災拠点や防災組織等を以下のように階層的に構築することにより、災害に対する安全性の向上を図る。なお、防災階層においては、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

〔防災階層の定義と主な役割〕

○防災の基本単位（自治会）

- ・ 災害時において、安全な一時避難所を設置
- ・ 災害時において、避難誘導や救助活動を担う自主防災組織の結成
- ・ 災害時における住民の救助に必要な防災資機材の整備

○防災地区（小学校等を中心に複数の自治会区で構成）

- ・ 情報通信地区拠点を設置

- ・ 災害時において、安全で快適な拠点避難所を設置
- ・ 要配慮者の福祉避難所を設置
- ・ 災害時における地区医療救護所の設置
- ・ 災害時の生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量を備蓄
- ・ 災害時における地区のボランティア拠点の設置
- ・ ヘリポートの確保

○市（災害対策本部）

- ・ 災害対策本部及び情報通信拠点の設置
- ・ 福祉避難所を設置
- ・ 中核のヘリポートを確保
- ・ 医療救護拠点の設置
- ・ 災害ボランティアセンターの設置
- ・ 要配慮者の緊急入所施設の確保
- ・ 災害時における物資集積拠点の設置

〔本市の防災階層に対応した防災拠点の整備〕

防災階層	情報通信拠点	避難所	広域の備蓄倉庫	物資集積拠点	ヘリポート	医療・救護拠点	食料供給拠点	ボランティアセンター
市	情報通信拠点を設置	福祉避難所を設置	広域の備蓄倉庫を設置	集積拠点を設置	中核のヘリポートを設置	医療救護中心拠点を設置	食料供給拠点を設置	災害ボランティアセンターを設置
防災地区	情報通信地区拠点を設置	拠点避難所及び福祉避難所を設置	地区の備蓄倉庫を設置	地区の物資集積所を設置	ヘリポートを設置	地区医療救護所を設置	地区食料供給拠点を設置	地区のボランティア拠点を設置
自治会		一時避難所を設置		救助に必要な防災資機材を備蓄			必要に応じて地区食料配布所を設置	

3 地域防災活動体制の整備

本市は、住民や自主防災組織が災害時に有効に活動できる地域防災活動体制の整備を図ることとし、施設や資機材の整備を推進する。

(1) 防災資機材の概要

初期消火用	可搬式動力ポンプ、消火器、組立型水槽等
救助活動用	携帯用無線機、ハンドマイク、救助工具セット、チェーンソー、リヤカー、自転車、発電機、投光機、救急箱、担架等

救護活動用	ヘルメット、毛布、保存水、非常食、給水用容器、ろ過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓練用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

(2) コミュニティ防災拠点施設の概要

研修、会議、備蓄を行うことができる防災の拠点施設を防災地区に整備する。

4 本市における防災活動体制の整備

市は以下に示す防災活動体制の整備を推進する。

(1) 防災拠点及び設備等の整備

ア 物資の集積、救急、救護活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点

イ 防災行政無線等の情報通信施設

ウ 食料・日用生活品等の備蓄倉庫

エ 避難所や庁舎・上下水道施設等の72時間対応可能な非常用電源

オ 避難所、病院、診療所、学校や庁舎等、重要給排水管路となる上下水道施設の耐震化

(2) 災害時における職員連絡系統図の整備

夜間や休日など、平常勤務時間以外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、平常時と非常時の職員連絡系統をあらかじめ定め、全職員に周知徹底を図る。

(3) 市内防災機関との連携活動体制の整備

消防組合、警察署その他市内の防災機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備を図る。

(4) 迅速な罹災証明書の交付体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(5) 本市における業務継続性の確保と災害時初動活動の向上

市では、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制等について定めた「あわら市業務継続計画」を策定している。また、大規模災害時に市内の被害状況等を推測し、自らの判断により行動できるよう、職員参集基準と優先すべき活動等を定めた「あわら市災害時職員初動マニュアル」を策定している。

なお、今後も、これらの計画に基づき実効性ある業務継続体制や災害時初動体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、

訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

(6) 企業等との連携強化

市は、企業等との連携強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体と本市との連絡体制を整備するほか、企業の初期活動マニュアルの整備を促進する。

ア 企業の初期活動マニュアルの整備促進

商工団体、業界団体等は、本市地域防災計画を基本とし、発災時の初期消火、避難誘導、負傷者の救出救護、関係組織への通報等の初期活動マニュアルを始めとする各事業者の防災計画の作成を指導する。各事業者は、積極的に防災計画の作成を図る。

イ 事業者と業界・商工団体、農林業関係団体と本市との連絡体制の整備、連携の強化

市は、避難所確保が困難地区における避難者や帰宅困難者並びに一時滞在者等の受入れや各種災害応急活動への協力が可能となるよう民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努めるものとする。

市は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種の被害状況について、インターネット通信や衛星通信などの多様な連絡ルートの確立を図るとともに、営業再開に向けた復旧対策及び支援体制等の整備等を推進する。

また、災害時において、農林水産業関係施設等の被害状況を早急に把握するため、市は、関係団体等との連絡体制及び役割分担を定めたマニュアルを策定し、毎年更新する。

ウ 金融機関等との連携の強化

災害時の緊急な資金需要に対応するため、市及び関係機関、金融機関等は、相互に連携しながら、必要な現金の引き出しに配慮するとともに、低利融資、信用保証の拡充等を図る。

(7) 24時間対応できる体制の整備

市は、夜間・休日等に発生する災害の非常事態に対処するため、24時間対応できる体制の整備を検討する。

(8) 避難路等避難誘導体制の整備

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民に対する周知徹底を図る。

第2節 災害に強いまちづくり計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

市域の強靱化に関する指針となるあわら市国土強靱化地域計画と整合を図りながら、防災拠点の整備、防災空間の整備、建築物の不燃化、耐震化及び避難路、緊急輸送路としての道路施設等の整備を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

第2 防災拠点の整備

災害時に市が実施する防災活動の拠点となる施設等を防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

1 防災拠点施設の整備

災害発生時に、被災状況の調査・把握、災害応急対策の企画・立案、災害応急対策実施の指示命令等、災害時に必要な応急対策を迅速かつ円滑に進める拠点施設を防災拠点とする。市の防災拠点施設に市庁舎、各対策本部出先事務所に各公民館を充て整備する。

2 情報通信拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請等、災害に関する情報を統括する施設を情報通信拠点とする。市庁舎を情報通信中心拠点、防災地区の公民館を情報通信地区拠点と位置づけ、施設の耐震化、情報通信機器の整備を推進する。また、指定避難所を住民に対する情報発信・収集拠点と位置づけ、情報通信機器の整備を推進する。

3 医療救護拠点の整備

保健センターを医療救護拠点と位置づけ、災害時の医療機関相互の連絡調整、医療救護の実施、医療救護所の設置等、市の医療救護活動を担う施設として整備する。

また、小学校等を地区医療救護拠点と位置づけ、災害時に医師会等と連携して地区内における必要な医療救護活動を実施する施設として整備を図る。

4 地域内輸送拠点の整備

トリムパークかなづを援助物資の集出荷を担う地域内輸送拠点、地区の指定避難所を地域における援助物資の集出荷を担う集積副拠点と位置づけ、物資の集積拠点としての必要な整備を図る。

5 ボランティア拠点の整備

いきいきテラス いちひめ(老人福祉センター市姫荘)を災害ボランティアセンター、各地区の公民館を地区ボランティア拠点として位置づけ、必要な整備を図る。

6 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

災害時における住民の生命の安全を確保するため、土砂災害や水害の危険の少ない場所に立地する公共施設、学校、公民館等及び地震や津波の危険のない場所に立地する公園、グラウンド等のオープンスペースを指定緊急避難場所、災害時に住民が安全に避難生活することができる公共施設、学校、公民館等を指定避難所として指定する。なお、指定避難所については、安全な避難生活を確保するために必要な設備等の整備を図る。

7 自主避難所の整備

自主防災組織が、自助共助による地域の防災拠点として、自主避難所を開設できるよう必要な整備を行う。

8 備蓄倉庫の整備

防災地区ごとに備蓄倉庫を整備する。また、自助・共助の観点から住民や自治会（自主防災組織）に最低限の水・食料・防災資機材を整備するよう啓発、指導する。

9 ヘリポートの確保

災害時の緊急輸送に対応するため、ヘリポート（飛行場外離着陸場）を防災地区に確保する。

10 救援活動拠点の整備

災害時における広域支援活動を円滑に受け入れるための施設として、トリムパークかなづを救援活動拠点と位置づけ整備を図る。

第3 地震に強いまちづくり

1 市街地防災の推進

市は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

(1) 市街地再開発の推進

市は、県と連携し、低層の木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐震・耐火建築物の建築及び公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発事業を推進するとともに、地区住民に対する指導・助言を積極的に行う。

(2) 土地区画整理事業の推進

市は、県と連携し、幹線街路・区画街路や公園緑地等公共空地の適正な配置及び防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業を推進する。

2 公営住宅の耐震化推進

市は、公営住宅について、耐震化、長寿命化を維持・強化する。

3 防災空間の整備

(1) 都市公園の整備

市は、県と連携し、災害時の避難場所あるいは防災帯としての機能を有する都市公園の整備を推進する。

(2) 都市緑地等の整備

市は、県と連携し、緩衝、避難等の用に供する都市緑地及び街路樹の整備を推進する。

(3) 道路空間の整備

ア 広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を行う。

イ 幹線道路については、災害時において、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。特に、国、県と連携して、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な

避難を考慮し整備する。

エ 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、県が定めた道路啓開計画に基づき、交通の確保に努める。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(4) 河川空間の整備

市は、県と連携し、河川敷に緊急用道路、船着場等の整備を図るとともに、消火用水の確保用施設や防災拠点施設及び震災時の避難場所となる河川公園等を整備し、震災時の利用を図る。

(5) その他の防災空間の整備

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

4 地震防災マップの配布・周知

市では、被害の想定等を踏まえて地盤の揺れやすさ、建物被害度、液状化リスク、指定避難所等を示す「あわら市地震防災マップ」を作成しており、これを住民等に広く配布するとともに、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用することにより、地震による災害リスクの周知を図る。

第4 津波に強いまちづくり

1 徒歩による避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地理的条件や土地利用の実態など地域の条件によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

市は、県と連携し、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎等の災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期す。

2 地域防災計画とまちづくり計画等との連携

市は、地域防災計画と総合振興計画及び国土強靱化地域計画並びに立地適正化計画等（以下：「まちづくり計画等」という）まちづくり計画との計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、まちづくり計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等の情報を提供する等、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

3 津波浸水想定の設定

県は、今後、津波防災地域づくり法に基づき、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、国の海底断層調査結果等を踏まえ、津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域・特別警戒区域の指定を行う。

市は、警戒避難体制を整備するとともに、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用等についての総合的対策を示すことに努める。

4 津波ハザードマップの配布・周知

市は、津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを作成しており、これを住民等に広く配布するとともに、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用することにより、災害リスクの周知を図る。

5 減災のための総合的な取組みの推進

市は、県と連携し、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部の漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

また、市は、県と連携し、河川堤防の整備等を推進する。

6 避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、

津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と兼ねる場合は、津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の役割が違うことについて、日頃から住民への周知徹底を図る。

市は、県と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

7 建築物の安全化

市、県及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、市は、県と連携し、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

第5 雪に強い住宅地づくり

市は、屋根雪荷重による家屋の倒壊等を防止するため、雪に強い住宅地づくりを推進する。

1 屋根雪下ろし

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。

2 克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図る。

3 雪に強い住環境整備

地域の特性に応じた集団的で一体的な住宅の克雪化、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

4 雪捨て場の確保

集落ごとに十分なスペースを有する雪捨て場をあらかじめ確保し、雪処理が容易にできる環境を整備する。なお、雪捨て場については、川沿いの公共用地又は休耕田(借

地)等により確保する。

5 消融雪施設の整備

下水再生水等を活用した消融雪施設等の整備を推進し、歩行空間の確保、雪処理の効率化を図る。

6 冬期居住施設の整備

高齢者など雪下ろしが困難な世帯等を対象に、福祉施策と連携した冬期居住施設の整備を推進することにより、豪雪時の安全を確保する対策を検討する。

7 避難所及び避難路の確保等

市は、雪害等が発生した場合に住民が円滑に避難することができるよう、避難所及び避難路の確保等を図る。

(1) 雪害に対して安全な避難所の確保

市は、地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定するものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

(2) 避難所の備蓄

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、毛布、ストーブ等避難生活に必要な物資等の備蓄を図る。

(3) 避難所の設備

市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・

設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(4) 安全な避難路の確保

市は、雪崩等が発生した場合に備え、住民が円滑に避難所等に避難することができるよう、次の対策を講ずる。

ア 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

(5) 避難誘導標識の設置

市は、住民が安全に避難所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

8 消防活動体制の強化

(1) 冬期活動体制の強化

嶺北消防組合は、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画を作成するとともに、雪崩等の被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努めるものとする。また、消防車両の整備に際しては、四輪駆動及び積雪寒冷地仕様の導入等の降積雪時における対応装備に努め、除雪用資機材についても併せて増強を図る。

(2) 消防水利の確保

市は、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、降積雪時には消火栓、防火水槽等の除排雪に努めるものとする。

また、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成する。

(3) 関係機関との連絡体制

嶺北消防組合は、降積雪時の迅速な消火活動又は救急・救助活動を実施するため、道路管理者との道路情報の収集連絡体制を強化するとともに、地域住民に対し除雪等について協力を要請する。

9 孤立予防対策

(1) 実態の調査

市は、積雪、雪崩等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数、越冬用食料の保有状況等実態の調査を行うものとする。

(2) 事前の措置

市は、積雪、雪崩等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区

について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等万全の事前措置に努める。

第6 風水害に強いまちづくり

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるとともに、これらの評価を踏まえ、「あわら市国土強靱化地域計画」や「あわら市立地適正化計画」などと連携を図り防災・減災目標を設定するよう努める。

県とともに、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市では、人口減少や少子高齢化等を背景として、都市のコンパクト化を図るための「あわら市立地適正化計画」を策定しており、この計画で設定した居住誘導区域を中心にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を推進するものとする。

また、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。

さらに、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第7 その他の防災対策

都市機能の整備に伴って、施設が巨大化、高層化、危険化しており、災害が発生し

た時には想像以上の事態に発展するおそれがあるため、次の事項を推進する。

1 電気施設の防災

電力の変電設備、送電設備及び配電設備等は、耐震、耐冰雪、耐風圧、耐火等関係法令に基づいて建設し、防災に万全を講ずるものとする。

2 通信施設の防災

通信施設の被災により通信が途絶した場合には、あわら市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)、拠点避難所、医療機関等のあらかじめ計画されている場所に非常用特設公衆電話等を設置するなどの対策を講じ、通信の確保に万全を期するものとする。

3 危険物施設等の防災

危険物取扱者及び保安監督者は、関係法令の規定に基づいて、災害予防に万全を期すものとする。

4 上下水道施設の防災

水道の井戸水源地、配水施設、送水施設、水管橋や重要給水管路等は耐震性が要求されているので、耐震対策を強化するとともに、災害時における飲料水の供給、応急給水拠点の配水計画を立てるものとする。

また、下水道についても耐震性が要求されているため、下水道管の重要管路、マンホールポンプ場についても耐震対策を推進するものとする。また、浸水深が深い区域では施設の耐水化対策を講じるものとする。

5 道路施設等の防災

(1) 道 路

ア 市道及びその付帯物は、平素からその維持管理の整備に努めるとともに、道路の不法占拠、不法駐車の実除に努めるほか、道路掘削については適切な指導を行う。

イ 道路沿いのブロック塀は、地震による倒壊が予想されるので、所有者、管理者は倒壊防止措置を講ずる。

ウ 国、県道については、その保全管理に関する情報を関係機関に通報して、防災に努める。

(2) 橋 梁

橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後新設する橋梁については、上記仕様又は今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

6 公共建築物の不燃化、耐震化対策

災害時において救援活動の拠点、避難所となる学校、救急、医療活動の拠点となる病院、情報収集、伝達、応急対策の拠点となる庁舎等防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図るものとする。

7 一般建築物の不燃化、耐震化対策

一般の建築物についても不燃化、耐震化について広く住民の認識を深めるため、これらの重要性について普及、啓発に努める。

特に、不特定多数の者が集まる建築物について、新耐震基準制定（昭和56年）以前のものについては、その所有者又は管理者等に対して、建築物の耐震診断、耐震補強等の実施について指導を行うものとする。

8 落下物、ブロック塀等倒壊対策

避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、広く住民に対し、啓発するとともに、危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励するものとする。

9 まちの不燃化対策

住宅密集地域における火災の延焼防止を図るため、公園の整備を推進するとともに、緑地の保全、緑地の推進に努め、防災空間の確保を図るものとする。

10 地籍調査の推進

災害時の迅速な復旧、復興と公共事業の円滑化を図るため、地籍調査を推進する。

第3節 風水害予防計画

【主な実施機関】 建設課 農林水産課 上下水道課 消防組合 消防団 警察署

第1 計画の方針

台風、集中豪雨等による土砂の堆積や流水の停滞、氾濫による災害発生を未然に防止するため、次の措置を行う。

第2 水害予防計画

水害予防計画の基本は、河川を計画的に改修することにある。現在、竹田川の下流から河川改修工事が進められており、本市においても早期実現に向けた取り組みが必要である。

これらの基本的事業と並行して、次の事業を推進するとともに、被害を最小限度に止めるため、水防上危険と判断される区域及び施設については、管理者、あわら警察署及び嶺北消防組合（以下「消防組合」という。）と協議して、応急処置並びに通行禁止等の安全対策を講じなければならない。

1 水源地帯の造林

河川流量の調節機能を保ち、表土の流失や山地の崩壊を予防し、水資源の保護を図るため、造林や保安林の整備を積極的に推進する。

2 河川施設の保全と巡視

河川施設としての水閘門等については改良計画を立て、その計画にそって改善するとともに、水防管理者及び施設管理者は管内を巡視し、水防計画に定める水防区域及び危険箇所については、堤防、護岸、根固め、あるいは水利施設など河川施設の状態を常に把握するものとする。

3 市街地における予防対策

市街地の地盤が洪水水位より低い場合は、水害の危険性があり、この自然的、地理的条件を基として、次の対策が必要である。

(1) 外水による場合

- ア 堅固な堤防の整備
- イ 建築敷地の盛土
- ウ 居住地の安全区域への移動

(2) 内水による場合

- ア 排水ポンプ施設の整備
- イ 浸水地区の地盤かさ上げ
- ウ 都市排水路の整備
- エ 都市排水路の水位計設置と常時監視

4 農業地域における予防対策

農業地域においては、特に農用地の保全、農村集落の安全を図るため、それぞれ施設の管理者は次の対策を講ずる。

- (1) 樋門、排水機等の管理を十分に行い、非常の際の操作がスムーズにできるよう万全の措置を講ずる。
- (2) 雑草、土砂、ゴミ等で埋没し、排水を阻害している水路の点検と整備を図る。
- (3) 市街地周辺の都市化の発展に伴う都市排水と農業用排水との調整を図り、その維持管理に努める。
- (4) 災害応急用種苗については常に確保するよう周知しておくこととする。

5 水防施設の整備

水防管理者は、河川の近くに水防倉庫を設置し、水防に必要な資材器具を常に整備しておくものとする。なお、水閘門等の水防施設の点検、その他必要な事項は別に定める「あわら市水防計画」による。

6 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- (2) 市は、関係機関と連携し、隣接市にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (3) 市は、地域の実情に即した河川の水位の状況、降雨の度合い等から総合的に判断し、あらかじめ、避難指示等の具体的な発令基準ならびに具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所（指定避難所）、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (4) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (5) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、市長は、県の助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (6) 洪水浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめた洪水ハザードマップや「あわら市防災ガイドブック」等の住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン^{注1)}、マイタイムライン^{注2)}等の周知を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池及び内水による浸水についても、洪水ハザードマップや防災重点ため池のハザードマップを住民等に配布するなど、災害リスクの周知に努める。
- 注1) コミュニティタイムライン：自治会や小学校区など小さな区域を対象とし、住民や自主防災組織などの防災行動を記載し、市町と地域や住民が一緒に作成するタイムライン
- 注2) マイタイムライン：施設毎や個人（家庭）が自らの行動を明らかにするタイムライン
- (7) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えるよう努める。
- (8) 住民は、豪雨や暴風などに伴う各種災害に備え、各種ハザードマップや備蓄物資の確認及びマイタイムラインの作成、家族等との避難先・連絡先に関する情報共有などの自助力の向上に取り組むとともに、自主防災組織の設立や自主避難所の設置検討をはじめ消防団、防災士会、自主防災組織等との防災訓練や講習会への参加等により地域の共助力の向上に取り組む。
- (9) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーショ

ン結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

7 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

洪水浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難訓練を行わなければならない。

8 アンダーパス部等の冠水対策

- (1) 道路管理者は、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。
- (2) 道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないよう措置する。

9 水防と河川管理等の連携

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県及び市町が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」、「福井県管理河川（嶺北ブロック）減災対策協議会」、「九頭竜川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

10 水防協力団体の指定

市は、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力

団体として指定することができる。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

水防協力団体は、消防団（水防団）との密接な連携の下に前項の業務を行うとともに、毎年消防団（水防団）及び消防機関が行う水防訓練に参加する。

第3 風害予防計画

暴風による被害は、家屋、街路樹、広告塔等の倒壊及び農作物の倒状、ビニールハウス等の倒壊が主で、これに対し次の対策及び指導が必要である。

1 都市施設関係

- (1) 公共建物の鉄筋コンクリート化促進
- (2) 老朽建築物、広告塔、テレビのアンテナ等の補強
- (3) 通信線等の地下ケーブル化促進
- (4) 公園樹、街路樹等の樹勢の強化

2 農作物等の関係

- (1) 水稻作物の適当な品種の組合せによる熟期の分散
- (2) 水稻作物の耐倒伏性の短稈品種、脱粒難品種の分散
- (3) 窒素の抑制と磷酸加里、珪酸の増施、過密植の防止
- (4) 施設園芸設備（ビニールハウス含む。）の点検、整備補強
- (5) 果樹にあつては防風ネット、防風林の設置及び補強
- (6) 果樹添木（支柱）工事施行
- (7) その他農作物の風害予防

第4節 高波等災害予防計画

【主な実施機関】 総務課 農林水産課 建設課 消防組合

第1 計画の方針

冬期における波浪、高波、高潮等から海岸地帯を保護するため、次の措置を行う。

第2 海岸保全事業の推進

漁港施設の整備、高潮対策事業、侵食対策事業等を計画的に推進し、海岸地帯の保全、高潮等災害の予防を図るものとする。

また、漁港管理者は、発災後の緊急輸送または地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

第3 高潮防災対策の推進

市は、国、県と連携し、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第4 警戒避難体制の整備

- (1) 市は、波浪、高波、高潮等に備え危険地域の住民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。この場合において観光客等の短期滞在者に対する対応も考慮するものとする。また、避難訓練を実施し万全を期するものとする。
- (2) 市は、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料を図面表示した形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、「防災ガイドブック」とともに住民等に配布するものとする。
- (3) 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮特別警報や高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第5節 土砂災害予防計画

【主な実施機関】 建設課 農林水産課 消防組合 消防団

第1 計画の方針

市、県その他の関係防災機関は、荒廃した山地、農地からの集中豪雨等による土石流、斜面崩壊、地すべり等から人命及び財産を守るために、危険区域の実態調査及び把握を行い、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進するとともに、山地災害対策の推進を図る。特に、土砂災害特別警戒区域内に保全人家のある箇所、土砂災害警戒区域内に保全人家の多い箇所、要配慮者利用施設がある箇所を優先する。

第2 土砂災害予防計画

1 砂防事業

県は、山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある溪流及びその流域について、砂防法の基準に基づく「砂防指定地」に指定し、砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

2 急傾斜地崩壊防止対策

県は、急傾斜地崩壊による災害の未然防止のため、計画的にあるいは随時に危険区域をパトロールし、特に必要と認められる箇所については調査を行い、急傾斜地崩壊危険区域の指定を進めて、立木の伐採等の制限や、地表水排除のための排水施設又は擁壁等必要な防災工事を行い、住民の安全確保と国土の保全に努めるものとする。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

〔急傾斜地崩壊危険区域の指定基準〕

ア 急傾斜地の傾斜度が30度以上で、高さが5 m以上であること。

イ 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、社会福祉施設等に危害が生ずるおそれのあるもの。

3 地すべり対策

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こし、その面積が5ha、市街化地域にあって2ha以上の地域で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、または鉄道、道路、公共建物（官公署、学校または病院等）及び10戸以上の人家に被害を及ぼすおそれがある箇所について、地すべり等防止法の基準に基づく「地すべり防止区域」に指定し、排水施設等の整備を図る。また、当該区域である旨の表示板を設置し、住民に周知する。

4 山地災害対策

県は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が現に発生し、又は発生するおそれのある保安林について、森林法に基づき、治山事業による治山施設の整備や森林の維持造成を図る。また、土砂の流出が直接人家または公共施設におよぶ危険性がある地区について、林野庁の調査要領に基づく「山地災害危険地区」に指定し、インターネット等により住民に周知する。

5 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害による災害の未然防止のため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにしていく必要がある。このため、県は土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査し、土砂災害警戒区域の指定を進める。

(1) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定

〔土砂災害警戒区域の指定基準〕

ア 急傾斜地の崩壊

- ① 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

イ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

ウ 地滑り

- ① 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域）
- ② 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

6 警戒避難体制の整備

(1) 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

市は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。

(2) 情報の収集及び伝達体制の整備

市は、県と連携し、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、雨量計や警報装置等の整備に努めるものとする。また、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(3) 避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(4) 土砂災害ハザードマップ等の配布・周知

市では、土砂災害警戒区域や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップや、各種災害時に備えるための「あわら市防災ガイドブック」を作成しており、これらを住民等に広く配布するとともに、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用することにより、災害リスクの周知を図る。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(5) 自主防災組織の育成

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努める。

(6) 要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域に社会福祉施設、病院、こども園、学校等の要配慮者利

用施設があるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設について、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

7 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について市長に報告するものとする。

第6節 暴風・竜巻等災害予防計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、本市と防災関係機関が連携して、被害の軽減・防止を図る。

第2 予防対策

1 暴風・竜巻等の防災対策

市は、県と連携し、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土嚢等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

2 情報の収集・伝達体制の整備

市は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象台は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報や竜巻注意情報を発表し、市及び県へ伝達する。

また、竜巻注意情報が発表された場合において、市、県及び関係機関は、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

3 住民への普及啓発

市は、県と連携し、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

(1) 被害の予防対策

ア 強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。

イ 身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。

ウ ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

(2) 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

- ア 雨戸・シャッター等を閉める。
 - イ ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
 - ウ 建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。
- (3) 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）
- ア 電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第7節 農業災害予防計画

【主な実施機関】 農林水産課

第1 計画の方針

風水害等の災害から農地、農作物、家畜、家禽等の被害を防止するため、以下の対策を推進する。

第2 予防対策

1 農地保全事業の推進

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止するため、以下に示す農地保全事業を促進し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。なお、事業の実施に当たっては、河川改修事業との調整を図る。

(1) 湛水防除事業

流域の開発等環境の変化により湛水被害のおそれがある地域において、これを防止するため、排水機、樋門、排水路等の新設、改修を図る。

(2) 老朽ため池整備事業

農業用ため池のうち、老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設、改修を図る。

(3) 用排水施設整備事業

自然的社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、頭首工、用排水路、用排水機場等の新設、改修を図る。

(4) 土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を図る。

(5) 事業実施の留意事項

農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。また、環境及び景観へも配慮する。

2 防災営農対策の促進

各種災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図り、防災営農を推進するため、県と協力し、防災営農指導体制の確立並びに防災営農技術の確立及び普及を図るとともに、農業保険（農業共済、収入保険）の加入を促進する。

第8節 火災予防計画

【主な実施機関】 総務課 消防組合 消防団

第1 計画の方針

産業経済の発展と社会構造の変化に伴い火災予防体制及び消防体制の充実強化を図るとともに、防災関係機関は消防法等関係法令に定める事項のほか、火災予防思想の普及徹底を行い、もって人命救助、火災防止、災害防除及び被害の軽減を図る。

また、地震発生時における火災は、出火の特徴としては同時多発性が挙げられ、発生時刻、季節によっては、大規模な災害となる可能性を持っている。よって、防火指導の徹底、消防力の強化及び消防水利の整備等の出火・延焼拡大予防対策の推進を図る。

第2 消防力の強化

1 消防体制の強化

複雑多様化、大規模化する火災その他災害に対処するため、常備消防体制の一層の充実強化を図るとともに、さらなる広域消防体制の推進及び相互応援体制を強化する。

2 人的消防力の強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防職員の充足及び消防団員の確保を図る。

消防団については、青年、女性層の参加を促進し、消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに、啓発活動を積極的に行う。

また、消防団員の防災に関する高度の知識及び技術の向上を図るため、これらの者を県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を作成し、実施するものとする。

3 物的消防力の強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図るとともに、「消防水利の基準」に基づき消防水利の強化を図るものとする。

また、火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備及び点検を実施することにより、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

第3 一般火災予防計画

1 防災知識の普及と意識の高揚

火災の大部分が、個人の火災予防知識の不足と防火に対する責任観念の欠如から発生しているため、次の方法により、住民、自主防災組織等に対して防火・防災知識の普及徹底と住民全体の連帯的防災意識の高揚を図る。

(1) 広報紙、新聞、テレビ、あわら市公式LINE等による広報

市広報紙やインターネット放送局「ねっとdeあわら」及び防災行政無線により、具体的な火災予防事項を啓発するほか、新聞、テレビ等報道機関に対し、積極的に資料を提供して広報を行う。

(2) 火災予防運動の実施

春季、秋季火災予防運動を実施し、次の広報活動を行う。

ア ポスター、立看板、横断幕等の掲示による広報

イ ラジオ、テレビ、ホームページやアプリケーション等の利用による広報

ウ 広報車による広報

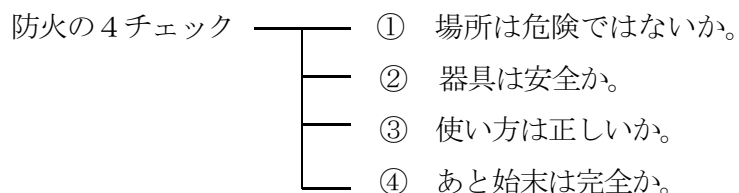
エ その他、時宜に適した方法による広報

(3) 防火教室等の実施

自治会、事業所等の各種団体を対象に、防火教室、映画会等を実施する。

(4) 自主防火の習慣づけ

事業所や家庭における個々の火災危険をなくすため、下記の「防火の4チェック」の具体的な行動手順を、平素の習慣となるまであらゆる機会を通じて広報する。



(5) 防火クラブ等の育成

事業所等による防火協会をはじめ女性防火クラブや小学校児童、こども園園児等による少年消防クラブ等を育成し、防火思想の普及を図る。

2 火災予防査察

火災予防査察は、消防法（昭和23年法律第186号）第4条及び第4条の2に基づき、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について立入検査を行い、火災危険の排除を促すとともに、違反を是正して火災予防の徹底を図るもので、次の要領により実施する。

(1) 通常査察

査察担当区域を定め、常時消防対象物の査察を行い、違反の是正に努める。

(2) 特別査察

次のような場合で、特別に査察を行う必要があると認めるときに査察体制を整え是正に努める。

ア 類似火災の続発に伴い、その種の対象物の査察を必要とするとき。

イ 防火対象物定期点検報告制度の実施に伴う査察を必要とするとき。

ウ その他特に火災予防上必要と認めるとき。

(3) 一般家庭の防火診断

一般家庭の火災の実態は、家庭器具の不備欠陥及び取扱いの不注意からの発生が多いことから、計画的に一般家庭の防火診断を行い、火災予防の徹底を図る。

3 事業所に対する火災予防対策

(1) 立入検査の強化

消防法に基づく立入検査を実施し、恒常的な防火対象物の状況把握に努め、火災発生危険箇所の発見、予防対策の指導強化を図り違反是正に努める。

(2) 防火管理者制度及び防災管理者制度の推進

消防法第8条及び第36条に基づいて選任される防火管理者及び防災管理者に対し、防火対象物及び防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(3) 消防用設備の充実

防火対象物に設置する消防用設備等の充実及び安全性強化を指導する。

(4) 防火管理者の教育

防火対象物の自主防火管理体制を確立するため、次のとおり講習を実施する。

ア 防火管理者資格付与講習会（甲種、乙種）

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項に基づき、防火管理者の資格を付与するための講習会を実施し、防火管理に関する知識を習得させ、自衛消防組織の確立を図る。

イ 甲種防火管理再講習会

現在の防火管理者に対し、高度な防火管理技能を習得させ、防火対象物の自主防火管理体制の強化を図る。

第4 危険物等火災予防計画

危険物等火災は、一挙に拡大し、ときには爆発を伴い人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。したがって、一般火災予防計画によるもののほか、この計画による。

1 危険物関係者に対する指導と安全管理の確立

- (1) 危険物施設（屋内外タンク群、移動タンク貯蔵所、タンクローリーを含む。）における法定事項の厳守、適正な維持管理及び防災管理規定の整備
- (2) 危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底
- (3) 消防計画に基づく自衛消防隊の設置及び訓練の実施
- (4) 危険物施設に対する化学消火剤の備蓄と自主点検の実施

2 危険物施設に対する立入検査

危険物の貯蔵、取扱いに対する法令違反の是正と災害の未然防止を図るため、消防法第16条の5の規定に基づき、次の要領により立入検査を実施する。

- (1) 製造、貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量及び管理状況
- (2) 危険物施設の位置、構造及び設備状況
- (3) 消防用設備の管理状況
- (4) 危険物取扱主任者の選任状況
- (5) 災害防止のための諸計画の策定状況

3 危険物保安監督者の教育

危険物保安監督者に対し、法令の周知と危険物安全管理の適正を期するため、危険物取扱者実務講習会を実施する。

4 高圧ガス、火薬類及び毒物、劇物等の保安

高圧ガス、火薬類及び毒物、劇物等の保安については、県の指導取り締まりによるが、法定事項の厳守、自主保安体制の確立、従業員の教育、防災訓練、自衛消防隊の設置、化学消火剤の備蓄及び事故災害時の連絡体制の確立等について指導を行う。

なお、放射性物質の保安についても関係官庁の指導等によるが、上記に準じた対策を行うこととする。

第5 地震火災予防計画

地震による被害は、家屋、施設の倒壊、破損等による被害と、これに伴う出火延焼による被害、さらにこれが市街地において発生した場合は、都市機能の破壊、マヒ等によって、人的、物的に重大な被害が予想される。したがって、一般火災予防計画、危険物等火災予防計画によるもののほか、この計画による。

1 予防広報

あらゆる機会を通じ地域住民に対し、次の内容を広報し、地震発生時の心構えと火災予防体制の確立を図る。

- (1) 地震の一般的知識
- (2) 火気施設及び火気使用の正しい知識と適正管理
- (3) 出火防止のための方策及び消火設備等の点検整備
- (4) 危険物品の安全管理及び消火対策
- (5) 避難所の周知と携帯品の準備
- (6) 救急医薬品、食料の備蓄

2 建造物の防火設備

消防法第7条に基づく建築許可等の同意事務において、通常の予防行政事務にあわせて災害時の出火防止、避難等につき指導を行うとともに、査察時においても地震を想定した安全対策の指導を行う。

(1) 査察時の指導内容

- ア ガス漏れ又は地震時の出火危険の大きい箇所について平素の留意事項
- イ 出火危険のある化学薬品、危険物の転倒、転落防止
- ウ 初期消火の体制と消火方法
- エ 建造物の強度、避難先、救助方法

(2) 危険物等の保安

- ア 法令に基づく検査に際し、地震による被害を受けるおそれのある箇所に対する補強、耐震化の指導
- イ 大量の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所等については、法令に定めるもののほか、防油堤の構造強化、特に流出防止についての指導
- ウ 施設の配送油管の劣化、損傷等の補修、補強及び耐震化の指導
- エ 付属施設からの出火防止

(3) 高圧ガス、火薬類の保管

高圧ガス、火薬類の貯蔵、取扱施設及びその周辺の施設の出火防止、火災に際しての誘発防止等について指導を行う。

特に高圧タンク、貯蔵タンクについては、耐震措置の指導を強化する。また、これらの施設に対しては、地震発生に備えた対策を講じ、防災訓練の実施の指導をする。

(4) 放射性物質及び毒物、劇物の保安

- ア 放射性物質の取扱施設については、地震による火災時における施設の延焼を防ぎ、汚染区域の拡大を防止し、付近住民及び防災活動者の安全を確保するため、

関係者と密接な連絡体制を図り、放射線取扱主任者をリーダーとする防災組織の確立、測定機、防護衣類等の保安装置及び資機材の充実、防災訓練の実施等を指導する。

イ 毒物、劇物に対しては、製造、貯蔵又は取扱施設において当該物質が震動により、漏れ、あふれ、噴出し防災活動及び避難等に支障を及ぼすおそれのないように指導するとともに消防計画の樹立と応急措置訓練の実施等を指導する。

(5) 防災管理体制の強化

ア 防火管理者に対する地震災害に関する教育、訓練の実施

イ 事業所の消防計画における地震災害対策の具体的整備事項の記述

ウ 自衛消防組織の育成強化

エ 従業員に対する出火防止と初期消火体制の強化

3 出火防止

(1) 一般家庭に対する指導

ア 地震時における火災防止思想の普及に努める。

イ 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

(2) 立入検査の強化

消防組合は、消防法に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(3) 防火管理者及び防災管理者制度の推進

消防法第8条及び第36条に基づいて選任される防火管理者及び防災管理者に対し、防火対象物及び防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(4) 消防設備保守体制の充実

事業者等に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

4 延焼予防対策

(1) 消防力の強化

ア 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

初動及び活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の装備の充実並びに消防団の消防力の整備及び個人装備等の整備を進める。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保及び初期消火体制を確保するため、計画的に耐震性貯水槽の設置及び可搬式動力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

ウ 消防団活動体制の整備強化

地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、大規模災害等に備えた各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。

エ 防火水槽等消防用水利の整備

- ① 消防水利の不足地域及び消火活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利（消火栓、防火水槽）を整備するとともに、これらの耐震化を促進し、消防活動体制の整備強化を図る。
- ② 消防水利の整備に当たっては、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽の設置を促進するほか、水道施設の耐震化を推進するなど、消防水利の耐震化を促進する。
- ③ 消防機関は、地下水、河川、池、水路等の自然水利の効果的な利用方法や、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等について、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備確保を図る。

(2) 一般建築物の不燃化

震災時に予想される火災の延焼を阻止し、最小限の被害に止めるために、一般建築物の不燃化を図る。

ア 木造の建築物について、屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置等、建築基準法に定める基準の遵守を啓発する。

イ 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物及び危険物の貯蔵又は処理の用に供する建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とするなど、建築基準法に定める基準の遵守を啓発する。

ウ 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物、無窓建築物及び火気使用室等は、その壁、天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を啓発する。

第6 消防応援体制の整備

単独では対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」若しくは「緊急消防援助隊受援計画」に基づく応援体制を早急に整えるとともに、受援体制の整備を図る。

第9節 建築物災害予防計画

【主な実施機関】 各課共通 消防組合

第1 計画の方針

災害に対する建築物の安全性を高めることにより被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性、浸水対策等を強化することにより、災害対策の円滑な実施を図る。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し防災対策を図る。

第2 不燃性及び耐震性建築物の建築促進対策

耐震、耐火、防災建築物の建築促進のため、一般個人住宅を耐震、耐火建築物とするよう広報を行う。また、大規模建築物又は不特定多数の人間が利用する建築物については、建築基準法に定める基準の遵守を啓発する。

第3 公共建築物対策

- (1) 公共施設の中から、災害応急対策上の重要性、有効性を鑑みて、防災対策上重要な建築物を指定する。これらの建築物については、耐震診断を実施し、必要なものは、順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。
また、長期停電に備え、非常用発電機(非常用バッテリー)を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。
- (2) 防災上重要な建築物以外の建築物については、施設管理者としての責務及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)の趣旨に基づき、耐震診断やその結果に応じた耐震補強を実施する。

第4 建築物耐震診断の推進

防災上重要な施設の耐震診断に努め、耐震性能が不足すると判断された建築物に関しては、耐震改修を図るものとする。

また、不特定多数の者が利用する一般の建築物に関しても、耐震診断及び耐震改修について、必要な指導及び助言並びに指示等を行う。

第5 建築物内部の安全性の向上

- (1) 家具等の固定金具の普及
家具、家電等に転倒防止の留め具をつけるよう啓蒙を図る。
- (2) ガラス飛散防止フィルムの普及
窓や戸棚等、あらゆるガラスに飛散防止フィルムを張るよう啓蒙を図る。
- (3) 両開き扉の留め金具等の普及
観音開きの食器棚は、戸が開きやすく食器が落ちやすいので、留め金具等の普及を啓蒙する。
- (4) 建物と一体型作り付け家具の普及
家具等の移動や転倒によるけがの防止の観点から、一体型作り付け家具の啓蒙を図る。
- (5) 「避難室」づくりの啓発
各家庭の予防対策として木造住宅の一室を改造し、身の安全を確保するX字型の筋交を入れる等、耐震性の高い「避難室」づくりを啓発する。

第6 その他の構造物

地震時におけるブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・看板等の落下防止、家具等の転倒防止、天井材等の非構造部材等の安全対策等について必要な措置を講ずる。

また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるとともに、管理が不十分な老朽危険空き家等については、関係機関と連携し、除却や適正管理の指導等を進める。

第7 防災集団移転促進事業及びがけ地近接危険住宅移転事業

1 防災集団移転促進事業

豪雨、洪水その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の規定により指定された区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を促進する。

2 がけ地近接危険住宅移転事業

がけ地の崩壊、土砂流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を促進する。

第10節 通信施設災害予防計画

【主な実施機関】 総務課 消防組合

第1 計画の方針

災害発生を未然に防御し、又は災害が発生した場合に対処するため、災害通信施設を整備する。災害通信施設の整備にあたっては、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務の防災D X化の促進に努めるものとする。防災D X化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

第2 現有災害通信施設

災害時における情報収集又は情報連絡に使用する通信施設は、次のとおりである。

1 あわら市災害対策本部（市役所）

(1) 有線電話

あわら市役所 (代 表) 73－1221
F A X 73－1350・73－5688

災害時優先電話 73－1350・73－5688

※災害発生時にはF A X回線を優先電話回線として確保する。

(2) 無 線

防災行政無線 デジタルM C Aあわら市親局、半固定局（可搬型）16局、車載型13局、
携帯型10局、同報拡声子局93局

(3) 無線電話（県防災行政無線）

T E L 314－1－1232

F A X 314－1－1900

(4) 地域防災用衛星携帯電話

090－6819－6016、090－6813－1254

(5) 全国瞬時警報システムJ－A L E R T（以下、「J－A L E R T」という。）

2 消防組合

(1) 有線電話

消防組合 51－0119

あわら消防署 73－0119

(2) 無線電話（県防災行政無線）

T E L 353－1－5

F A X 353－1－250

第3 災害通信施設の整備

現有災害通信施設は、第2のとおりであるが、災害対策を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関は各機関に通ずる有線通信網を整備して災害に備えるとともに、無線装置についても整備が必要である。

県では、防災行政無線を再整備し、通信回線の多ルート化、耐震性の強化等の予防対策を実施することにより、震災時における防災相互間の通信連絡を確保し、さらに、地上系に加え、衛星通信による2ルートを整備して、補完性のある無線通信網の構築を図る。

市では、防災行政無線の強化を図るとともに、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の整備に努める。

災害時に被害の軽減を図るには、市から住民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であることから、市防災行政無線のデジタル化やJ－A L E R Tとの連動を促進する。

第4 住民に対する情報伝達体制の整備

災害時の円滑な防災活動の実施、住民に対する適切な情報提供のため、被災者の立場に立った情報通信体制の整備を図る。

(1) 時間経過に対応した情報通信体制の整備

情報伝達に際しては、災害発生時からの時間経過とともに変化する被災者の要望に応じ、必要な情報を最も適した方法・手段で伝達するよう心がける。

(2) 要配慮者等への情報伝達

要配慮者に対し正しく確実な情報伝達が行われるよう、事情に適した情報伝達を行う。

ア 伝達方法

文字、テレビ放送、ファックス、点字、手話、音声放送、外国語の広報誌等

イ 伝達手段

ボランティア、自主防災組織等による個別伝達、相談窓口の設置、専用掲示板の設置

(3) 多様なメディアの活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、県防災情報ネットワークやJ－A L E R T、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、戸別受信機、一斉電話配信システム、携帯電話メール（あわら市防災メール配信サービス等）、ホームページやアプリ

ーション等を用いた情報伝達の多重化、多様化を図るとともに、その他の媒体として、電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システム、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）及び公共情報コモンズの活用を図る。

第11節 ライフライン施設予防計画

【主な実施機関】 総務課 建設課 上下水道課 各事業所

第1 計画の方針

交通、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインは、住民の暮らしに必要なものであり、平常時のみならず災害時にも、安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐震化を図り、ライフラインの安全性、信頼性の向上を図る。

第2 道路施設

道路管理者は、道路施設の防災構造化及び整備増強（耐震化・長寿命化、液状化対策等）を図るとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図るものとする。

1 道路施設の整備

災害時における道路施設の機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパス部等について調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を促進する。

2 道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとする。また、事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。

第3 通信施設

1 県防災行政無線（防災情報ネットワーク）

県は、地震が発生した場合に予想される各種の災害による通信連絡の途絶を防止するため、県防災情報ネットワークを地上系、衛星系及び有線系の3ルート化とし、市町、消防組合など防災関係機関との確実な通信連絡回線を確保し、防災行政無線設備は、地震に備え、耐震構造とするとともに、耐震工法による機器の設置など予防対策を講じている。

また、緊急通信機能、県庁統制局の補完機能、衛星通信による情報伝達機能などを有す機動性のあるマルチメディア車として衛星車載局を導入していることから、県防

災情報ネットワークを有効に運用することにより災害に対し万全の予防措置に努める。

(1) 巡視点検の強化

機能点検にとどまらず、無線設備の支持金具や鉄塔等の固定状態や無線設備の周辺環境の状況を確認し、必要に応じて適切な措置を行う。

(2) 通信訓練の実施

被害を想定した情報伝達の訓練並びに端末系、幹線系及び衛星系の通信途絶を想定した通信訓練を実施し、統制操作、回線復旧方法を早急に確立する。

(3) 新技術の採用

通信技術の進歩に柔軟に対応し、災害情報を迅速でかつ的確に収集、配信するのに必要な緊急通信手段の多様化を図る。

2 市防災行政無線

災害時に被害の軽減を図るには、市から住民に対して迅速かつ的確な情報の伝達が必要であることから、現在指定されている24カ所の拠点避難所（指定避難所）及び要配慮者のための避難所（福祉避難所）、さらに、ライフライン事業所等と本部を結ぶ双方向の可搬式無線（デジタル無線）の整備に努める。また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備に努める。

3 電気通信施設

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

(1) 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い万全を期する。

ア 豪雨、洪水または津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化

イ 暴風または豪雪の恐れがある地域に設置されている電気通信設備の耐風または耐雪構造化

ウ 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化

エ 主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成

(2) 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

ア 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置

- イ 移動電源車、発電発動機
 - ウ 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
 - エ 応急復旧用ケーブル
 - オ その他災害対策用機器
- (3) 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- ア 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- イ 交換措置（う回路変更、利用制限等）
- ウ 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第4 電力施設

北陸電力(株)は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。また、電気施設の耐震性及び浸水防止対策の強化を図るものとする。

1 風水害、地震対策

(1) 発電設備及び変電設備

施設、付属設備及びその防護施設について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

(2) 送配電設備

- ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。
- イ 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。
- ウ 橋梁及び建物取付部における耐震性の強化を図る。
- エ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

2 落雷対策

変電設備に耐雷遮へい及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。

送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して雷害対策を強化する。

3 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停

電電源及び予備電源の確保及び移動無線応援体制の整備等を図る。

4 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需用家を除く一般需用家の電気工作物の調査等を行う。

5 災害対策用資機材の整備及び輸送体制の確保

(1) 資機材の整備

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

(2) 資機材の輸送

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

第5 水道施設

地震や津波の発生に伴う断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震化事業計画に基づき、水道の基幹施設の耐震性の強化及び防災上重要な施設や要配慮者関連の施設への配水管路の耐震化を優先的に勧めるとともに、応急対策を円滑に実施するための資機材の整備、訓練及び平常時における広報等を実施する。

1 重要施設の耐震性の強化

施設の耐震設計は水道施設耐震工法指針及び水道施設設計指針等に基づき行うものとする。

(1) 貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造・材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

(2) 浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備について、耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

(3) 送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の

高い構造、工法を採用するほか、配水系統管の相互連絡を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。既設管については、耐用年数を過ぎた基幹管路の老朽管を耐震管(DICP(GX型)管、HIVP(RRロング)管)へ、配水支管の老朽管は、周囲の土壌条件に応じて耐震性のある管へ布設替する等の措置を行う。

2 維持管理体制の強化

維持管理に当たっては、施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるものとし、点検マニュアルに基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施するものとする。

3 給水体制の整備

- (1) 緊急時応急給水用の水を確保するため、配水池容量の見直し、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めるとともに、避難所に緊急ろ水装置や、貯水槽、組立式給水タンクの整備を行う。
- (2) 市は、応急用資機材の確保体制の備蓄促進を図る。また、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化に対する自治会・事業者等の自主的な取り組みが推進されるよう啓発する。

4 訓練及び平常時の広報

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心に訓練及び広報活動を行う。

- (1) 職員に対し、防災体制、応急復旧・応急給水活動措置等に関する総合的な訓練を行う。
- (2) 住民及び自治会に対し、平常時から飲料水の確保等、災害対策の広報を行う。

第6 下水道施設

下水道施設は生活に必要不可欠であるばかりでなく、河川や海洋の汚染防止の観点からも重要である。このため、下水道管理者は、計画的に施設・設備の強化を行い、下水道の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化、点検調査、代替施設・設備の整備等を推進する。

- (1) 施設の耐震性の強化として、老朽管等の布設替及び構築物及び機械設備の更新を確保する。
- (2) 点検調査の実施として、施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的の実施し、施設設備の改善に努める。

- (3) 下水道施設に支障をきたした場合の仮設トイレ等の調達供給体制の確立を図る。

第7 ライフライン施設等の機能の確保

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

第12節 上下水道施設災害予防計画

【主な実施機関】 上下水道課

第1 計画の方針

水道及び下水道施設の災害予防対策を推進する。

第2 水道施設災害予防対策

災害による水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強及び給水体制の整備を推進する。

1 施設等の整備

水道整備事業及び配水管整備事業等の実施について、水道施設設計指針及び水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を図るものとする。また、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

2 応急復旧用資機材の整備

次亜注入剤や応急復旧用資機材の整備、備蓄を推進する。

3 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第3 下水道施設災害予防対策

市街化に対応して、浸水災害等の被害を防止し、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強（耐水化・耐震化・長寿命化、液状化対策等）を図るとともに、応急復旧用資機材の整備、備蓄及び応急復旧体制の整備を図る。

特に、下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第13節 防災関係施設整備、資機材、物資整備等計画

【主な実施機関】 総務課 建設課 消防組合 消防団

第1 計画の方針

応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備及び緊急必要物資の確保のために、次の措置を行う。

第2 備蓄資材・機材の整備点検

1 水防資材・機材（水防倉庫等）の整備点検

水防資材・機材（水防倉庫等）の整備点検は定期的に行う。また、気象の警報等が発令されたとき若しくは異常と判断されたときにおいても、臨時に整備点検を行う。

方法については、市及び消防署の係員が行い、不良品を発見したときは、速やかに交換又は補充しなければならない。

2 消防活動に要する施設等の整備点検

消防機械器具装備の整備点検及び消防水利等の点検は、消防組合の定めるところにより行うものとする。特に化学消火剤等の点検については、有効期限に留意する。

3 その他資材・機材の整備点検

医薬品、食料品等災害応急対策に必要とする資機材・備蓄物品については、災害発生の時期及び規模を想定して、必要数量等をあらかじめ把握しておくものとする。

救助・救出用の資機材の整備については、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

第3 避難場所等の整備

災害から人命の安全を確保するため、自主防災組織や防災士会及び関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所に加え、地域の災害特性を踏まえた避難場所及び避難施設の確保にあたっては、次の事項に留意して自主防災組織や事業者などと協議し、選定、整備するとともに住民に対し、周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

1 避難場所の選定及び指定

耐震性建築物及び空き地等を調査し、避難場所をあらかじめ指定しておくものとする。なお、避難場所の指定に当たっては、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮し、ヘリコプターの緊急離着陸場との調整を図りながら、必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

2 避難施設の選定及び指定

建築物の耐震性や受け入れ可能な居室等の規模、備蓄物資配備の適否等を調査し、避難施設をあらかじめ指定しておくものとする。

なお、避難施設の指定に当たっては、地域の人口、地形、災害に対する安全性を考慮し、必要な数、規模の避難施設をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

第14節 避難対策計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、迅速かつ円滑な避難により住民の安全を確保するとともに、災害により被災した住民の生活を維持するため安全で快適な避難場所及び避難所を提供することが必要である。市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所及び避難路を指定して住民に周知し、住民の安全を確保する避難体制の整備を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努めるとともに、避難路の点検を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導体制の整備を図る。

また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難場所及び避難所の整備

1 避難場所及び避難所の定義

災害時の避難場所及び避難所について、以下のとおり定義する。

(1) 避難場所

災害の発生するおそれがある場合又は災害の発生した場合（緊急時）に住民の安全を確保する場所を指定緊急避難場所（以下、「避難場所」と略す場合がある。）とする。

(2) 避難所

災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を指定避難所（以下、「避難所」と略す場合がある。）とする。

2 避難場所及び避難所の整備

災害から住民の安全を守るため、身近なところに安全な避難場所及び避難所を整備することが必要であり、避難場所及び避難所を効果的に整備する。

(1) 避難場所の整備

風水害時の避難場所として学校体育館等の建築物を、地震時の避難場所として公園や学校グラウンド等のオープンスペースを整備する。

ア 風水害時の避難場所

風水害時に水害や土砂災害の危険がない場所に立地する公共施設（建築物）を避難場所として整備する。自治会の区民館等を一時避難場所、防災地区の学校体育館等を拠点避難場所と位置づける。

イ 地震時の避難場所

地震時に建物の倒壊や火災の危険がない場所に立地するオープンスペースを避難場所として整備する。自治会の公園、神社、区民館等を一時避難場所とし、防災地区の小・中学校グラウンド等を拠点避難場所と位置づける。

ウ その他の自主避難場所

自主防災組織等は、市及び施設管理者等と協議し、上記以外の施設について地区の災害特性を考慮して危険がない場所に立地するオープンスペースを自主避難場所として位置づけることができる。

なお、市は、自主避難場所を指定した自主防災組織等との連絡体制の構築に努める。

(2) 避難所の整備

災害により被災した住民が一時的に生活する施設として避難所を整備する。

ア 避難所

被災した住民が一時的に生活する施設として防災地区の学校体育館等を避難所として整備する。

自治会の区民館等を一時避難所、防災地区の学校体育館等を拠点避難所と位置づける。

イ 福祉避難所

要配慮者の避難生活を支える施設として、市域に福祉避難所を整備する。福祉避難所には、社会福祉施設等を充てることとし、不足する場合は、ホテル・旅館等の借上げで対応する。

ウ その他の自主避難所

自主防災組織等は、市及び施設管理者等と協議し、上記の拠点避難所以外の施設について、地区の災害特性を考慮して危険がない場所に立地する施設を自主避難所として位置づけることができる。

市は、自主避難所を指定した自主防災組織等との連絡体制の構築をはじめ、地域の実情に応じた自主的な避難所等の開設・運営が円滑に実施できるよう、防災士会などとも連携し自主避難所マニュアルの策定等を支援する。

第3 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定

1 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、風水害、地震災害及び津波災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民及び自治会に対して周知徹底を図る。また、地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(1) 風水害時の指定緊急避難場所

風水害等が発生又は発生するおそれがある場合に、住民が緊急に避難し安全を確保する場所として、拠点避難場所（学校体育館等）を指定緊急避難場所として指定する。

(2) 地震発生時の指定緊急避難場所

地震や火災等の震災直後に住民が緊急に避難する場所として、拠点避難場所（小・中学校グラウンド等）を指定緊急避難場所として指定する。

＜地震発生時の指定緊急避難場所の基準＞

- ・ 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。
- ・ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。
- ・ 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間であること。

(3) 津波発生時の指定緊急避難場所

津波発生時に住民が緊急に避難する場所として、津波による浸水が想定される区域の周辺で、津波浸水深より高い場所に位置するオープンスペース、建築物等を指定緊急避難場所として指定する。

＜津波発生時の指定緊急避難場所の基準＞

- ・ 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等であること。
- ・ 安全区域外に立地する施設等である場合は災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。
- ・ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有する

こと。

- ・ 都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること。
- ・ やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化が図られていること。

(4) 指定緊急避難場所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(5) 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、当該施設等に関するハザード情報や施設設備の状況等を日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

2 指定避難所等の指定

災害対策基本法に基づき、市は以下の基準に適合する公共施設等を、その管理者の同意を得て、災害が発生した場合における適切な避難所として指定する。また、地域住民に対し、必要に応じて指定避難所の開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

自主防災組織等は、地域の災害特性を考慮して、危険性がない場所に立地する区民館などを自主避難所として、また、広場などを一時避難所として開設するなど、地域での話し合いを通じて、発災時の地域住民の安全確保に努める。

市は、自主防災組織が開設した自主避難所等との連絡体制の構築をはじめ、地域の

実情に応じた自主的な避難所運営が円滑にできるよう、随時、「避難所運営マニュアル」、「自主避難所運営の手引き」など各種マニュアルの見直しを進める。

また、自主防災組織が災害時に備え、防災資機材や備蓄物資等を購入する費用を補助するなど、共助による地域防災力の向上を支援する。

(1) 指定避難所の基準

指定避難所は、災害により被災した住民が一定の生活環境を備えた施設で一時的に生活するための施設として位置づけ、拠点避難所（学校体育館等）を指定避難所として指定する。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、両者の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ア 避難のための立退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

また、感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(2) 指定避難所に関する通知・周知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

なお、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(3) 指定避難所の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

る。

(4) 指定避難所の設備

市は、スフィア基準などを参考にしつつすべての避難者が安全に避難し、支障なく過ごせるよう、避難所施設のバリアフリー化や大規模改修等を推進する。

また、指定避難所においては、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努める。

(5) 新たな技術を用いた設備の活用

市は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所等、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。また、指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努める。

3 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所生活が困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に福祉避難所等を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

なお、福祉避難所の設置に当たり、社会福祉施設等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の指定避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けたり、民間の旅館・ホテル等を避難所として借り上げたりする等の検討を行い、柔軟に対応する。

第4 避難誘導体制の整備

1 避難路設定の検討

市は、要避難地域から拠点避難場所までの安全な避難路を確保するため、避難路又は避難路として整備すべき道路の指定を行う。また、迅速かつ安全な避難を確保する

ため、避難標識や案内板を計画的に整備し、住民に対して周知徹底を図る。

2 避難誘導体制の整備

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。なお、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難誘導に当たっては、警察機関、消防機関、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、要配慮者、特に市は旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。

特に、津波災害の危険がある地区については、訓練の実施等を通じて、住民、自主防災組織、消防機関、警察機関、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、市は、県と連携し、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討に当たっては、警察機関と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

市は、消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しを行う。

市は、避難誘導・支援に当たる者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、避難誘導・支援に当たる者等に退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第5 学校等での避難誘導体制

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡

しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第6 避難所運営体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。

1 市の対策

市は、災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制及び要員の派遣方法をあらかじめ定めておく。

2 避難住民による自主的な運営

円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項について定めた「あわら市避難所運営マニュアル」、「自主避難所運営の手引き」を作成しており、これらのマニュアルの普及・習熟や訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

また、日頃から、住民、自主防災組織、市、関係機関の間で避難所運営のシミュレーションなどを実施し、避難所の運営、役割分担について検討する。

3 避難者、被災者の把握

避難所運営責任者は、避難者に係る情報を把握し、市本部等へ報告する体制を築く。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市本部等に提供する仕組みづくりに努める。

4 避難所における良好な生活環境の確保

自主防災組織等による自主的な避難所の運営を促進するため、防災士会などとも連携し、近年の災害事例を踏まえた専門家による避難所運営委員会の運営ノウハウなどを参考に、地域住民が避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地

域の人材の確保・育成に努める。

また、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。

第7 避難情報の発令基準の整備

1 避難指示等の基準

避難指示等の情報を的確に発令する基準や手順を整備するとともに、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難指示を発令することにより、災害時における迅速かつ円滑な避難を確保し、住民の安全を守る。

市は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき、または避難指示等を夜間に発令するおそれがあると認められるときは、災害危険区域の住民に対し、早い段階で避難場所を開設して住民に伝達したり、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進したりする等により、円滑な避難に努める。

避難指示等を発令する際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

なお、市は、避難指示等の発令に当たっては、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

避難指示等の伝達に関する詳細については、「あわら市避難情報発令マニュアル」による。

(1) 避難についての基本的考え方

自然による災害を完全に抑えることはできないので、災害の態様を見極めつつ、早期避難により住民の安全を守る。特に、土石流等の土砂災害については、生命の危険が高いため、早期避難を徹底する。

(2) 避難情報の種類

ア 風水害時における避難情報

風水害時における避難情報を以下の3種類とし、迅速で的確な避難を確保する。

表 避難情報の種類

区分	警戒レベル	発令時の状況	住民の避難行動
高齢者等避難	警戒レベル3	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水、高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	警戒レベル4	- 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	- 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる。 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する - 指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う
緊急安全確保	警戒レベル5	・人的被害の発生または切迫した状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

イ 地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生や建物の倒壊等、二次災害等の危険がある場合に、避難指示を発令する。

(3) 避難が必要な地域についての住民への周知

水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）を明確にし、当該区域に居住する住民に対してハザードマップ等により災害危険性の周知を図るとともに、避難指示等の基準、指定緊急避難場所の位置・避難方法、住民が自主避難する際に役立つ気象情報等について周知徹底を図る。

表 水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）

災害の種別	避難対象区域
土砂災害	- 土砂災害警戒区域（特別警戒区域） - 土石流、急傾斜地崩壊等のおそれがある危険箇所
水害	- 河川（竹田川）の洪水浸水想定区域 - 過去に浸水被害の発生した区域

(4) 水害に関する避難指示等の基準

水害に関する避難指示等の基準に用いる指標は、河川管理者から提供される水位情報等の避難関連情報によって設定する。

ア 河川（竹田川）の避難基準

表 河川の避難基準

区 分	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	(1)大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、基準地点の水位が、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 (2)大雨警報（浸水害）が発表され、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害の危険が高いと判断される場合 ○河川水位が一定時間後に避難判断水位若しくは氾濫危険水位に到達すると予測されるとき等
【警戒レベル4】 避難指示	(1)大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (2)大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、基準地点の水位が、氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合 (3)大雨警報（浸水害）が発表され、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害の危険が極めて高いと判断される場合 (4)破堤につながるような漏水等が発見された場合 ○河川水位が避難判断水位に到達したとき。河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災）を確認したとき等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(1)大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、基準地点の水位が、越水又は氾濫危険水位に達した場合 (2)大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、近隣で既に洪水による浸水が発生し、台風の規模、水位情報、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、洪水による水害が拡大するおそれがあると判断される場合 ○河川水位が越水したとき。堤防の決壊や河川管理施設の大規模な異常を（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき等

イ 内水氾濫の避難基準

表 内水氾濫の避難基準

区 分	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	(1)大雨警報（浸水害）が発表され、台風の規模、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、浸水による危険が高いと判断される場合
【警戒レベル4】 避難指示	(1)大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (2)大雨警報（浸水害）が発表され、台風の規模、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、浸水による危険が極めて高いと判断される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(1)大雨警報（浸水害）又は大雨特別警報（浸水害）が発表され、近隣で既に浸水が発生し、台風の規模、降雨予測情報、パトロールや住民からの通報等から、更に浸水による危険区域が拡大するおそれがあると判断される場合

(5) 土砂災害に関する避難指示等の基準

ア 避難指示等の対象地区

土砂災害に関する避難指示等の対象地区は、以下の土砂災害危険地区の存する区域とし、当該土砂災害危険地区を含む自治会（避難単位）に対して避難指示等を発令する。

表 避難指示等の対象地区

区 分	対象地区	避難単位
土石流危険地区	土石流危険箇所 土砂災害警戒区域（土石流）	危険地区を含む自治会
急傾斜地危険地区等	急傾斜地崩壊危険箇所 土砂災害警戒区域（急傾斜地）	危険地区を含む自治会
地すべり危険地区	地すべり危険箇所 地すべり防止区域	危険地区を含む自治会

イ 土砂災害に関する避難指示等の基準

県と福井地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合や土砂災害の前兆現象が発見された場合に、「あわら市避難情報発令マニュアル」に基づき、以下の基準のほか、災害発生の危険性について総合的に判断し、避難情報を発令する。

土砂災害に関する避難指示等の基準

区 分	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	(1)大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した、さらに降雨が継続する見込みである場合 (2)数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準に達することが想定される場合 (3)大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 (4)強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	(1)大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒情報で予測値が土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 (2)大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 (3)近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合

区 分	基 準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(1) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報で、土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 (2) 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 (3) 避難情報による立ち退き避難が十分でなく、立ち退き避難を住民に促すことがかえって危険であると判断したとき。 (4) 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、立木の流出）の発生が確認された場合 (5) 土砂災害が発生した場合

(6) 地震発生時における避難指示の基準

地震活動による被害の拡大の恐れがある場合、地震に伴う火災の延焼拡大や、地震に伴う崖崩れ等の土砂災害の発生等、二次災害の危険がある場合に、災害危険区域の住民に対し、避難指示を発令する。

地震発生時における避難指示の基準

区 分	基 準
避難指示	・ 地震活動が継続し、建物が倒壊する危険が非常に高い場合、又は建物が倒壊した場合 ・ 地震により火災が発生し、延焼が拡大している場合 ・ 地震の発生により、崖崩れ、地すべり等大規模な土砂災害の発生する危険が非常に高い場合、又は土砂災害が発生した場合

(7) 津波発生時における避難基準

ア 津波発生時における避難情報の種類

津波発生時における避難情報は、避難指示のみとし、的確な避難を確保する。

イ 津波に関する避難対象地区

地 区	詳細な地域
波松地区	波松地係、城地係、城新田地係の海岸に面する地域
北潟地区	北潟地係、浜坂地係の海岸に面する地域
吉崎地区	吉崎地係の海岸に面する地域

ウ 津波発生時における避難基準

津波発生時においては、津波災害危険区域の住民に対し、以下の基準で避難指示を発令する。なお、津波発生時における避難の詳細については、「あわら市津波避難対応マニュアル」による。

津波発生時における避難基準

区 分	基 準
避難指示	○本市の沿岸に津波注意報が発表された場合 ○本市の沿岸に津波警報が発表された場合 ○本市の沿岸に大津波警報が発表された場合 ○本市の周辺区域で非常に強い地震の揺れを感じた場合 ○本市の周辺区域で長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

2 避難に関する情報の周知・広報

要避難地域の住民がすばやく安全に避難できるよう、避難指示の内容の理解を促すとともに、避難方法等の情報について、ハザードマップ・広報誌等の配布を通じて、住民に対する周知を行う。

第8 広域避難のための体制の整備

1 応援協定に基づく広域避難

市は、大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞中における被災住民（以下「広域避難者」という。の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞中の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

市は、災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内の市域外市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

県は、市から協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない

ときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町等及び市町等における被災住民の受入能力（施設数、施設概要）等、広域一時滞在について助言する。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

また、国、県、運送事業者等と連携し、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

第9 観光客・帰宅困難者対策

北陸新幹線の延伸開業（芦原温泉駅の設置）により観光客が増加することで、大規模地震や大雪等により公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者（観光客を含む）が大量に発生することが懸念される。

市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、鉄道事業者や宿泊事業者等の関係機関と連携して、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。

さらに、内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」に基づき、一斉帰宅抑制後の分散帰宅の実施や帰宅行動指針における市、住民、企業等の主体ごとの対応の周知にも努める。

各主体における対応例

	平 時	発災時
市等	情報連絡体制や関係部局等との連携体制の整備	帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な情報の収集・提供
住民	家族等との間で、帰宅しないという選択や安否確認の方法、お迎えや介護等の対応方法等について取決めておく	勤務先や施設ごとの行動ルールや管理者の指示に従って行動を行う
企業（宿泊事業者）等	優先業務や分散帰宅、利用者の安否確認や災害情報の提供等の方針、公共交通機関の復旧状況に応じた通勤自粛等の施設ごとの行動ルールの策定	行動ルール等に基づく適切な行動の促進
一時滞在施設等の管理者	—	帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な情報、当該施設に滞在できる期間等の情報提供

	平 時	発災時
学校、保育施設等	安否確認方法や連絡手段、保護者等への引渡し方法等について検討	施設利用者の安否情報や対応状況を保護者等に伝達
鉄道事業者	帰宅困難者等の適切な行動判断に不可欠な運行情報等の提供体制の整備	運行情報等について可能な限り即時的に更新した情報提供

第15節 医療・救護予防計画

【主な実施機関】 健康長寿課

第1 計画の方針

災害は、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が極めて重要であり、初期医療体制、後方医療体制及び広域的医療体制の整備を図る。

第2 医療救護活動体制の確立

1 初期医療体制の整備

応急救護所の設置、救護班の編成、出動について、坂井地区医師会あわら市支部と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、災害による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておくものとする。

2 初期医療の活動内容

(1) 市内における医療活動

保健センターを医療救護拠点とし、民間医療機関の協力を得て、各救護所との連絡、連携を図りながら、迅速かつ適切な医療活動を実施する。

(2) 市外からの医療救護班の派遣

必要に応じて日本赤十字社、自衛隊、国、県等の医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請する。

(3) 救護所の開設と救護班の派遣

小学校等に救護所を開設し、救護班による巡回診療を実施する。

(4) トリアージ

災害時には、医療能力を上回る多くの負傷者が殺到し、医療活動が混乱するおそれがあるので、これに備えるためトリアージを実施する。

3 後方医療体制の整備

県は、救護所における救護班で対応できない重傷者を收容するため、災害拠点病院を後方支援病院と位置づけ、重篤患者受入れ施設の確保体制整備を促進する。

また、県立病院は、後方支援病院の役割を果たすとともに、三次救急医療を担う救命救急センターとして広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。

後方支援病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

4 広域的応急医療体制の確立

県は、広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。

国、県、市等及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

5 その他の医療体制の整備

(1) 医薬品等の確保

県は、災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄について、医薬品等卸売業者等と協定を締結している。

今後、救護班及び後方医療機関の行う医療活動実施のために必要な医薬品及び衛生材料等を円滑に供給できる体制の整備を図ることとしている。

(2) 被災地への往診、保健師の訪問等

大規模の震災被害が発生した場合には、被災地への医師の派遣、保健師の訪問活動を実施し、被災地域住民の健康維持を図る体制を整備する。

(3) ライフラインの確保

治療の際に不可欠な水、電気等のライフラインの確保を図るため、医療機関における給水タンクや非常用電源等について整備を図る。

(4) 中長期における医療体制の充実

市は、県、医師会、地域の災害拠点病院関係者等と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。

第3 医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる医療施設について、地震時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建替の促進を図る。

第16節 広域的相互応援体制整備計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

大規模災害に備えるため、広域相互応援体制の整備を推進する。

第2 広域的相互応援体制の整備

1 広域応援体制の整備

(1) 県・市町災害時相互応援協定

災害時において本市独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、他市町への応援要請及び応援による災害応急対策を円滑に実施するため、「福井県・市町村災害時相互応援協定」が締結されている。市ではこれに基づき、綿密な連携体制を整備する。

(2) 消防相互応援協定

平成18年3月20日に県下全消防機関が参加する「福井県広域消防相互応援協定」が締結されている。

また、嶺北消防組合は石川県加賀市との間で「加賀市、嶺北消防組合消防相互応援協定」を締結している。

(3) 県外広域相互応援体制

県では、県域を越えた広域防災体制を確立するため、以下の協定を締結し、関係府県との綿密な連携体制の整備を進めている。

ア 岐阜県との「災害時の相互応援に関する協定」

イ 石川県との「災害時等相互応援に関する協定」

ウ 奈良県との「災害時等相互応援に関する協定」

エ 石川県及び富山県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」

オ 中部9県1市で締結している「災害応援に関する協定」

カ 近畿2府5県で締結している「災害時の応援に関する申し合わせ」

キ 近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」

ク 全国知事会の「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書」

(4) その他関係機関との応援協力体制

県では、関係機関の応援が必要な応急対策について、輸送、緊急救助、生活衛生、燃料・電源確保等の各分野において協定を締結している。また、各協定に基づく応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法、窓口等を指定してい

る。

(5) 自衛隊応援派遣要請体制の整備

県は、業務内容及びその方法等について、事前に所轄の自衛隊及びその他関係機関との協議を図り、災害時における自衛隊の応援体制を確立する。

(6) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ア 住民の広域避難

市は、住民を市域及び県域を越えて広域避難させる際の移動手段や避難先における安否確認の方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 広域避難者の受入体制の整備

市は、指定避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町や県外からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ選定するとともに、県にその情報を提供する。

(7) 広域応援・受援体制の整備

市では、大規模災害に伴う被災により市の行政機能が著しく低下する状況も想定し、外部からの応援を必要とする業務や受入体制・受入手順等を具体的に定めた「あわら市受援計画」を策定している。今後も、この受援計画の実効性の確保に努め、県や災害時応援協定締結団体等との密接な連携体制を整備するとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

なお、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、応援職員の受入れにあたっては、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やオンライン会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

2 市内関係団体との協力体制

各課は、災害時の応急対策に関わる流通業者や関係団体と協議を図り、災害時の応援協力について協定を締結するなど、協力体制の確立に努める。

(1) 流通業者との協定

(2) 土木・建設業、管工事組合との協定

(3) その他関係団体との協定

(4) 上下水道事業団体との協定

第17節 防災訓練計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と、実践的能力の育成に努めるとともに、防災関係機関の連携と防災体制の整備を強化する。

第2 訓練の種別

1 個別訓練

(1) 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中や夜間時を想定し、次の事項について訓練を行うものとする。

- | | | |
|-------------|--------|------------|
| ① 観測（気象、水位） | ② 通信連絡 | ③ 非常招集動員 |
| ④ 輸 送 | ⑤ 水防工法 | ⑥ 水閘門の開閉操作 |
| ⑦ 水防信号 | ⑧ 避難誘導 | |

(2) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は相互に協力して、消防訓練を行うものとする。特に学校、病院、事業所、旅館、遊技場など多数の者が出入し利用する場所においては、その事業所等で組織する自衛消防組織による消防訓練の実施を推進する。

(3) 救助救護訓練

災害発生時に迅速かつ的確な救助、救護を行なうために、次のような訓練を実施するよう推進を図る。特に医療機関、あわら市赤十字奉仕団等の参加を求めて訓練を行うものとする。

- | | | |
|--------|----------|--------|
| ① 通信連絡 | ② 給水、炊出し | ③ 物資輸送 |
| ④ 救 出 | ⑤ 医療助産 | ⑥ 救急搬送 |

(4) 通信連絡訓練

災害に関する情報、指示、命令、報告その他災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、有線、無線の機器材の操作等について訓練を実施するものとする。

(5) 災害情報連絡訓練

気象予報その他災害に関する情報、指示、命令及び報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強化を図る。

(6) 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信系統が不通となり、又は利用することが著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るとともに、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局によって、市、県及び防災関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

(7) 非常招集（参集）訓練

市及び防災関係機関は、災害時において迅速かつ適切な応急活動を行なうために必要な職員の招集又は参集が迅速かつ確実に実施できるよう、平素より非常招集（参集）訓練を実施するものとする。

(8) 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、社会教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。

また、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(9) 応急給水活動訓練

災害に際し、迅速な給水活動ができるよう指定避難所などの施設に組立式タンクを設置し給水活動を実施する。

(10) 海上保安訓練

海上保安機関は、海上保安業務遂行上必要な溺者救助、海路による避難、防火、流出油等防除、監視、通信等諸訓練を実施するものとする。

(11) 図上訓練

災害予防責任者は、個別に又は共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、図上において訓練を実施するものとする。

2 総合防災訓練

市、県その他防災関係機関及び住民が一体となり、地震や津波災害を想定した消火訓練、避難訓練等の総合的な防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、実施内容を点検し、新たな実施項目を追加するとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、総合防災訓練の充実を図る。

災害応急対策活動に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

3 関係機関との合同訓練等

自衛隊、海上保安庁等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

第3 防災訓練に関する普及啓発

市総合防災訓練や事業所等による防災訓練の参加者となる住民及び自治会に対して、市の広報等各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識の高揚を図る。

第4 訓練の時期及び場所の選定

訓練はこの計画にあげているあらゆる災害を想定し、その種別、規模によって訓練効果のある時期、場所等を選び実施するものとする。

第5 訓練の方法及び訓練記録

実施機関が単独又は他の機関と共同して行なった訓練方法はいくつかの訓練を組み合わせて、実施するなど、効果が上がるよう検討するとともに、実施結果を記録しておくものとする。

第6 訓練後の評価及び改善

実施機関の災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第18節 防災知識普及計画

【主な実施機関】 総務課 消防組合 消防団 教育総務課

第1 計画の方針

災害から住民の生命、身体、財産を守るためには防災関係機関の職員は勿論のこと、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深めるため、広く防災知識の普及や防災意識の高揚に努める。

第2 住民に対する防災知識の普及

市は、県及び福井地方気象台と連携し、住民の防災意識の高揚を図るため、気候変動の影響も踏まえつつ、各種の教材、マニュアルを作成するほか、AIの活用などをはじめとする防災DX化に関する様々な動向や専門家の知見も取り入れた各種データの分かりやすい発信などを通じて災害に関する関心を高め、防災知識の普及を図る。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努める。

1 防災知識の普及内容

災害の予防及び応急対策並びに災害復旧に関する事項で、防災知識として普及すべき内容は次のとおりとする。

- (1) 風水害、地震災害に関する一般知識
- (2) 津波に関する一般知識

ア 避難行動に関する知識

- ・ 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・ 海水浴場等において、赤と白の格子模様の旗（以下「津波フラッグ」という。）による津波警報等の伝達があったときは、直ちに避難行動を取ること。また、市及び県は、津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高め

るため、関係機関と連携し、普及啓発を図る。

- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

イ 津波の特性に関する情報

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。
- ・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- ・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ・津波浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- ・緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること。

(3) 平常時の心得

ア 非常持出品の準備

イ 最低3日間、推奨1週間分の水・食料・携帯トイレ・簡易トイレ・トイレットペーパー等の備蓄

ウ 早期避難の重要性等災害発生時の心得、適切な避難のタイミング

エ 災害時における家庭内の連絡方法や避難ルールの方針

オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

カ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動

ク 自動車へのこまめな満タン給油

ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(4) 災害発生時の心得

ア 気象予警報の種類と伝達方法、災害別の対策

イ 警報等発表時、避難指示等の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動

- ウ 携帯品の把握
 - エ 危険箇所の周知
 - オ 避難の際の心得
 - カ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - キ 指定緊急避難場所（指定避難所）、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等
 - ク 避難所における夏季の熱中症予防や対処法
 - ケ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - コ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、家屋が被災した際の、生活の再建に資する行動
- (5) 火災予防、初期消火についての一般知識
 - (6) 市地域防災計画の概要の周知
 - ア 過去の災害事例
 - イ 市において想定される災害
 - ウ 防災関係機関による防災対策の概要
 - (7) その他必要な事項

2 防災知識の普及方法

防災に関する知識の普及方法は次のとおりとする。

- (1) 広報紙等の利用
 - 市広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター、防災ガイドブック）の利用、SNS等の活用、マニュアルの作成等により防災意識の高揚を図る。
- (2) 立看板、懸垂幕等の掲示
 - 防災週間、出水時期には立看板、懸垂幕等を掲示し、広く住民に対し注意を促す。
- (3) 講演会、映画会、講習会等の開催
 - 自治会、その他の団体及び事業所等を通して開催する。（要配慮者にも十分配慮する。）
 - また、講習会を開催するに当たっては、防火管理者・危険物取扱者等に対して行う。
- (4) 防災訓練の実施
 - 各種防災訓練を実施して、的確な応急活動の周知と防災知識の普及を図る。

(5) ハザードマップ等の配布

ハザードマップ（洪水、土砂災害、津波、防災重点ため池）や「防災ガイドブック」等を配布し、危険箇所や安全を確保するための避難場所等について啓発を図る。

第3 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員動員等のマニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

1 研修の方法

- (1) 講習会、講演会等の開催
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引書等の配布
- (4) 訓練による実践的研修

2 研修の内容

- (1) 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 気象、水象、地象等災害発生原因についての知識及び各種災害の特性
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

第4 学校等における防災教育

1 学校における防災教育

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

市教育委員会は、防災教育の充実に努めるとともに、学校防災の手引きを作成し、教職員、児童生徒及び保護者への周知徹底に努める。

- (1) 児童生徒に対して、学年に即応した防災に関する教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の習得等を図る。

- ア 災害発生原因に関する知識の向上
- イ 避難その他防災知識の習得
- ウ 自主防災思想の浸透
- エ 学校教育における防災知識の指導
- オ 防災訓練の実施
- カ その他必要な事項

(2) 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

2 防災上重要な施設の管理者の防災教育

市及び防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

3 社会教育

関係機関、団体等と連携して、職場一般家庭にある社会人を対象として、適当な機会を通じて講演会、実演等により、防災知識の向上を図る。

4 職場教育

事務所、工場等については、消防法に基づいた消防計画を立て、防災教育と防御訓練を実施し、自衛防災の知識と技能の向上を図るとともに、防火管理者、危険物取扱主任者の講習会を実施する。また、自主防災組織の整備育成や、将来的には地域と事業所、工場等との協定の締結を含め、協力関係を強化していくよう指導していくものとする。

第5 災害教訓の伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県及び市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第19節 自主防災組織育成計画

【主な実施機関】 総務課 消防組合 消防団

第1 計画の方針

災害時における防災応急活動については、防災関係機関はもとより、地域住民や事業者をはじめ、専門的な知識を持つ防災士会やNPO等の協力がなければ万全を期し難いので、地域の実状に応じて、地域及び関係団体との連帯感のもとに自主的な防災組織（自治会、事業所等）を育成する。

第2 自主防災組織の種類

1 地域の自主防災組織

地域住民による自発的な防災組織

2 施設の自主防災組織

大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

3 事業所等における自主防災組織

事業所等がそれぞれの実状に応じた防災計画に基づき、効果的な防災活動を行う防災組織

第3 地域の自主防災組織の設置

1 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

- (1) 公民館などを中心とする地区住民が地区内の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 小規模集落における隣接集落との連携など、地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として、一体性を有する規模であること。

2 活動内容及び組織編成

(1) 平常時又は非常時の活動内容

ア 日常の活動例

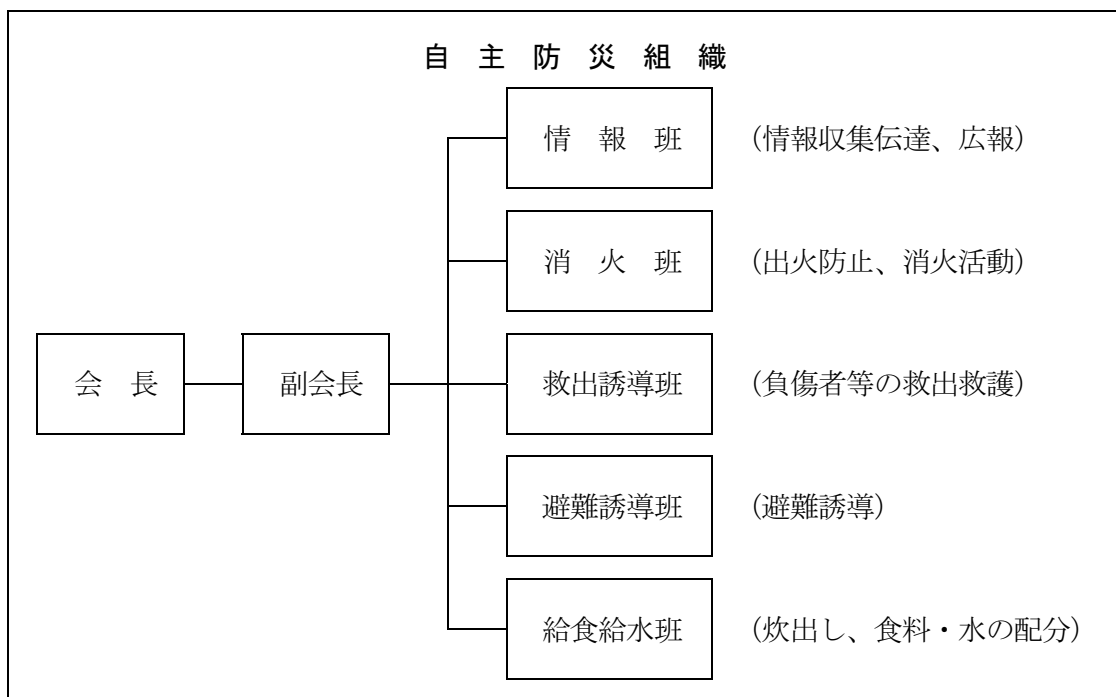
対 策	内 容	担 当
消火対策	・ 火災予防の啓発 ・ 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班
救出対策	・ 救出用資機材の整備計画立案 ・ 建設業者への重機の事前協力要請	救出救護班
救護対策	・ 各世帯へ救急医薬品の保有指導 ・ 応急手当講習会の実施 ・ 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班
情報対策	・ 情報の収集、伝達方法の立案 ・ 市内防災関係機関や隣接自治会との連絡方法の確立	情 報 班
避難対策	・ 避難対象地区の把握 ・ 避難路の決定と周知 ・ 自力で避難困難な者のリストアップ	避難誘導班
給食給水 対策	・ 各世帯への備蓄の徹底 ・ 飲料水が確保できる場所の把握 ・ 炊出し、配分計画の立案	給食給水班
防災訓練	・ 個別訓練の随時実施 ・ 市が行う防災訓練への参加	各 班
備 蓄	・ 各班の活動に必要な資器材、物資の順次備蓄 ・ 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班

イ 災害時の活動例

対 策	内 容	担 当
消火対策	・ 各家庭における火の始末 ・ 初期消火の実施 ・ 延焼の場合は消火班出動	全 員 消 火 班
救出対策	・ 初期救出の実施 ・ 建設業者への応援要請	救出救護班
救護対策	・ 軽傷者は各世帯で処置 ・ 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 ・ 重傷者等の医療機関への搬送	各 世 帯 救出救護班
情報対策	・ 各世帯による情報班への被害状況報告 ・ 情報の集約と市等への連絡 ・ 隣接自治会等との情報交換 ・ 重要情報の各世帯への広報 ・ 市に対する地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供	各 世 帯 情 報 班
避難対策	・ 避難路の安全確認 ・ 避難者の誘導（組織的避難の実施） ・ 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避難誘導班
給食給水 対策	・ 飲料水の確保 ・ 炊出しの実施 ・ 飲料水、食料等の公平配分	給食給水班

(2) 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、構成員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と非常時の活動内容を定めることとする。



第4 施設の自主防災組織の設置

法令により防火管理者をおき、防災計画を作成し、自主防災組織を設置している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

第5 事業所等の自主防災組織の設置

自主防災組織を設置していない多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望ましい施設については、事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を作成し、効果的な防災活動が行えるような自主防災組織を整備するよう努める。

また、事業所等は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、

防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組やを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第6 事業所等における防災活動の推進

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。また、平常時及び災害発生時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行うよう努める。

第7 自主防災組織の設置推進計画

1 広報活動

自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

2 防災教育

各種の災害教訓を踏まえ、住民が災害から自らの命を守るために備え、確実に避難できるよう専門知識を持つ消防団や防災士会、民生委員、福祉関係機関、ボランティア組織等との連携により、地域住民及び事業者並びに施設の管理者を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の徹底を図るため、地域ぐるみで地区防災計画や地区別防災マップの策定などに取り組めるよう防災教育を実施する。

3 防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に専門知識を持つ消防団や防災士会、学識経験者等との連携による各種訓練の実施や、県などとの連携による防災関連講習会の受講や防災関連資格の取得などを支援し、地域における防災活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

4 自主防災組織の設立・活動等への支援

自主防災組織の設立に関する説明会を開催し周知を行うとともに、自主防災組織活動の活性化や地域防災力の向上に資する事業への支援に努めます。

第8 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地区防災計画の検討が円滑に進められるよう防災士会や学識経験者等との連携を支援するとともに、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第9 消防団及び防災士等の育成強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

また、市は、防災に関する知識と技術を有し防災活動等の指導的な役割を担う人材を養成し地域防災力の向上に寄与できるよう、県等と連携を図り防災士等の資格取得の支援や防災士会の各種活動の周知に努める。

第20節 要配慮者災害予防計画

【実施機関】 総務課 福祉課 子育て支援課 健康長寿課 社会福祉協議会

第1 計画の方針

災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な人々を保護し、安全の確保を図るため、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織との連携の下、要配慮者に関する情報を本人の同意を得た上で、平時から管理するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援プランを整備するよう努める。

第2 社会福祉施設等における防災体制の強化

1 要配慮者利用施設の耐震化等

要配慮者利用施設に対し、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など防災化の施設・設備の充実強化を指導するものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図るなど防災化のための施設・設備の整備を行うものとする。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。なお、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 災害危険区域の要配慮者施設への情報伝達体制の整備

水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条に規定する土砂災害警戒区域に存する要配慮者施設については、法律に基づき下記により警戒避難体制の整備等を図る。

(1) 当該施設の名称及び所在地のリストアップ

- (2) 洪水に関する予警報や土砂災害に関する情報伝達方法の確立
- (3) ハザードマップの配布による災害危険情報の周知

第3 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

県と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2 社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第4 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民及び自治会や近隣の福祉施設等との繋がりを保つよう努力するとともに、要配慮者の近隣の住民及び自治会は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報の掌握や避難行動要支援者名簿の作成を行うなどして地域ぐるみの救護体制を整備する。また、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

市は、震災時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備するとともに、要配慮者用避難場所をあらかじめ指定しておくものとする。また、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む。）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるとともに、関係機関と相互に協力し、平時から避難支援プランの登録情報の更新や避難訓練を行うなど、要配慮者に関する適切な支援を行うよう努める。

1 福祉避難所の指定及び周知

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体

制が整備された避難所（以下「福祉避難所」という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民及び自治会に周知する。

なお、市内における福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された介護老人福祉施設や特別養護老人ホーム等の施設を指定する。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第5 避難行動要支援者の避難支援

1 避難行動要支援者の把握

市は、次の要配慮者は全て災害時に避難行動要支援者になる潜在性があると位置づけ、それに関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

2 避難行動要支援者名簿に記載する要配慮者の範囲

次のいずれかに該当するものとする。ただし、在宅の者に限る。

- (1) 肢体不自由、視覚障害、聴覚障害で身体障害者手帳2級以上の者
- (2) 療育手帳B1以上の者
- (3) 要介護認定者で要介護3以上の者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級以上の者
- (5) 登録を希望する者であつて（1）～（4）に準ずるものとして市長が認めた者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、要配慮者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあつては、該当する者を把握するために、健康福祉部で把握している情報を集約す

る。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、その把握に努めるものとする。

4 名簿の更新・適正管理

市は、随時、名簿の追加や修正を行うものとし、年1回は全ての名簿の更新を行うものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

5 避難支援等関係者となる者

市は、市内の自主防災組織、民生委員、嶺北消防組合、県警察及びあわら市社会福祉協議会等を避難支援等関係者とし、避難行動要支援者名簿情報について要配慮者の同意を得たものについてはあらかじめ、また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、全ての名簿情報を提供するものとする。

6 名簿情報の漏えい防止

避難支援等関係者は、災害対策基本法第49条の13において、提供された名簿情報について守秘義務が課せられていることに十分に留意し、必要以上に複製しないなど、名簿情報を適切に管理する。

市は、名簿情報提供時（更新を含む。）及びその他の機会において、避難支援等関係者に対し名簿の取り扱いについて指導する。

7 避難支援等関係者の確保

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、全力で助けようとするが助けられない可能性もあることの理解を促すものとする。

8 個別避難計画への対応

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両

計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

9 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

10 細部は、「あわら市避難行動要支援者者支援計画」に定める。

第6 要配慮者に対する災害対策の配慮

災害対策を講ずるに当たっては、要配慮者のために次のことを配慮するものとする。

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障害の状況等に応じた情報提供
- (4) ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保、提供
- (5) 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- (6) 避難所・居宅への保健師等相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- (7) 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

第7 要配慮者に配慮した緊急情報伝達体制の確立

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備及び体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、要配慮者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図る。

災害発生時には、被災者等に対して適宜、適切な情報提供、意思疎通が必要となることから、多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築や情報伝達システムへの手話通訳等の活用等により、要配慮者にも配慮した緊急情報通信システムの確立を図る。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、インターネットの活用方法について検討し、システムの構築を図る。

また、視覚障がい者に対する情報提供に役立つコミュニティ放送局や聴覚障がい者に役立つ文字放送ラジオなど新たなメディアについて、その活用を推進する。

2 情報伝達システムへの手話通訳等の活用

災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光ボード等）の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

また、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

その他、県と連携して、外国人の避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制等の整備に努める。

第8 外国人に係る対策

要配慮者のうち、特に外国人に係る対策として、県や福井県国際交流協会と連携した次の対策を講じるものとする。

1 防災知識の普及啓発

災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2 外国人を含めた防災訓練等の実施

防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。また、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

3 通訳ボランティア等の育成・確保

災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

4 外国人相談体制の充実

防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第21節 ボランティア活動支援計画

【主な実施機関】 総務課 市民課 生活環境課 福祉課 社会福祉協議会

第1 計画の方針

市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第2 平常時におけるボランティアの育成

地域における積極的なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成及びボランティアグループとの連携を図る。

1 ボランティアの育成

あわら市社会福祉協議会は、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成に努める。

- (1) ボランティア広報誌の発行等
- (2) ボランティアの養成・研修事業の実施

2 既存ボランティアの活用

相当規模の災害時のボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進を図るため、現在既に組織されている既存する各種のボランティアの活用を図ると共に、広報や普及啓発活動等により登録者の増加を図る。

第3 リーダー、コーディネーター等の養成

ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成、設置支援を図ると共に、事業所や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害ボランティア活動への参加を呼びかける。

また、個人のボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等により、グループづくりの支援を行う。

第4 ボランティア活動体制の整備

県との連携のもと、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を、平常時より明確にしておくものとする。

なお、災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターについては、いきいきテラス いちひめ（老人福祉センター市姫荘）を設置予定場所とする。

第22節 飲料水、食料品、生活必需品の確保計画

【主な実施機関】 総務課 市民課 生活環境課 農林水産課 観光振興課 商工労働課 上下水道課

第1 計画の方針

災害発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第2 個人及び自治会の備蓄の推進

「自らの身の安全は自ら守る」のが防災の基本であることから、住民及び自治会に対し、3日分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備について普及及び啓発を図る。

第3 市の備蓄

市は、各避難所単位に、生命及び生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等の分散備蓄に努める。

県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命及び生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄するとともに、民間事業者の保有商品の供給に関する協定の締結を推進する。

第4 必要物資調達体制

1 関係業界団体等との協定締結

飲料水、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低必要な緊急物資の調達について、地元商店、業者等の能力や実績を勘案し、地元業者、福井県農業協同組合（JA福井県）等と協定を締結するよう努める。

2 物資調達の方針

必要物資の種類、品目、数量及び調達先並びにその連絡方法を明確にするため物資調達の方針を定める。

3 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物等の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売輸送業者等との連絡体制を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

第5 緊急輸送体制の整備

市は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点（トリムパークかなづ）を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

なお、平常時より輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者との協力体制を構築し、そのノウハウや能力等を活用するものとする。

第23節 危険物施設等災害予防計画

【主な実施機関】 消防組合

第1 計画の方針

危険物施設管理者等に対し、自主保安体制の充実強化を指導し、地震や津波対策、地震や津波防災教育の推進を図る。

第2 危険物施設

1 施設の安全化指導

消防組合は、製造所、貯蔵所及び取扱所の地震による火災、爆発、漏洩等を防止するため、これら施設の設置又は変更許可に当たっては消防法令等に定める耐震基準により、地震の影響に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、立入検査等により、その強化を指示し、災害の発生及び拡大の防止を図る。

2 保安教育の実施

消防組合は、県と連携し、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、保安管理能力の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施するものとする。

また、事業者は、事業所内において研修会等の保安教育を積極的に実施するとともに、危険物取扱者に県が実施する保安講習を積極的に受講させるものとする。

3 自主保安体制の確立

消防組合は、危険物施設の管理者、取扱者等に対し地震災害予防体制の強化を図るため、講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。

この場合において、次の事項を重点に指導を行う。

- (1) 地震時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
- (2) 消防、警察等の関係機関及び施設保守業者と連携した保安体制の強化
- (3) 地震時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
- (4) 近隣の同様の危険物を取扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進
- (5) 自衛消防隊の組織化の推進強化
- (6) 非常用の電源、照明設備及び緊急制御装置並びに防火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

4 消防施設等の整備

消防組合及び事業者は、化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

また、危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材、化学消火薬剤等の整備、備蓄を促進するとともに、災害時の体制整備を図る。

第3 高圧ガス施設

1 施設の安全化指導

県は、地震による漏洩、爆発、火災等を防止するため、高圧ガスの製造、販売、貯蔵等にかかる施設の設置又は変更許可の審査に当たっては高圧ガス設備等耐震設計基準により、地震に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、保安検査等により、基準の遵守を徹底し、災害の発生及び拡大の防止を図る。

2 自主保安体制の確立

高圧ガス製造者等に対し、地震対策を含めた危害予防規定の充実強化を指導するとともに、消防組合は施設に対する立入検査等の実施等により、地震時における保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合における重点指導は、危険物施設の自主保安体制の確立重点指導事項と同様に行う。

第4 毒物・劇物取扱施設

1 施設の安全化指導

地震による飛散、漏洩又は流出等を防止するため、県に協力し、毒物・劇物取扱施設への立入検査等を行い、必要な措置を講ずるよう指導し、被害の発生及び拡大の防止を図る。

2 自主保安体制の確立

毒物・劇物取扱施設の管理者に対し、自主保安体制の確立を図るため、次の事項について指導する。

- (1) 施設の毒物・劇物危害防止規定の作成
- (2) 毒物・劇物の管理体制の確立
- (3) 施設及び設備の定期点検等による自主管理
- (4) 毒物・劇物の飛散、漏洩又は流出等による事故の際の措置
- (5) 従業員の定期的保安教育及び訓練

第24節 雪害予防計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

本市は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条により、豪雪地帯に指定されている。本計画は、降積雪による交通の途絶、家屋の損傷、その他産業に及ぼす被害等を防止し、民生の安定と産業経済の活動を維持するため、次の措置を行う。

第2 平常時における対策

住民及び各種機関、団体は平素から積雪に対処する備えが必要で、その対策として、次の事項に留意しなければならない。

1 交通対策

- (1) 主要幹線道路の整備
- (2) 道路附属構造物の除雪適応性と堅牢化
- (3) 除雪機械の整備充実と排雪広場の確保
- (4) 都市施設（電気、上下水道、通信、道路等）の耐雪強化
- (5) 倒木のおそれがある立木伐採等の倒木対策の推進

2 宅地建物対策

- (1) 排雪スペースを考慮した宅地規模と敷地造成指導
- (2) 耐雪性建築物の建設推進

3 農作物対策

- (1) 温室、ビニールハウス及び樹園地における融雪装置又は融雪溝の設置
- (2) 融雪促進剤等の確保
- (3) 寒冷地向き農作物品種の開発奨励
- (4) その他農作物の雪害対策

第3 積雪期における対策

毎年積雪期前に関係機関による除雪対策会議を開催し、道路除雪を中心にした除雪業務計画を別に定めるほか、次の対策について調整を図り、雪害の予防と被害の軽減を図るものとする。

1 交通対策

- (1) 国、県及び主要幹線市道相互間の除雪計画の調整
- (2) 民間（自治会等）及び官公庁、事業所による除雪協力体制の確立
- (3) 民間（除雪機械所有者及びオペレーター）協力体制の確立
- (4) 除雪機械の整備と要員体制の確立
- (5) 道路附属構造物（交通安全施設等）及び防火施設（消火栓、防火水槽等）保護のための標識の設置
- (6) 消雪パイプ施設等の整備及び交通規制区域の徹底
- (7) 鉄道除雪の民間協力体制の確立

2 火災予防計画

- (1) 消防機械器具の点検整備、保全管理
- (2) 防火水槽、消火栓等の水利の確保及びその周辺の除雪
- (3) 冬期間の火災予防運動の周知徹底

3 食料並びに物資の備蓄と流通確保

- (1) 主食・副食の確保
- (2) 生鮮食料品の流通確保
- (3) 応急対策用物資の確保
- (4) 家畜の飼料の確保
- (5) 燃料の確保

4 医療及び公衆衛生対策

- (1) 救急患者の救援活動体制及び医薬品の備蓄、緊急輸送体制の確立
- (2) し尿等の降雪前の収集、処理及びゴミの搬出方法についての周知徹底
- (3) 健康診断及び冬期の栄養指導

5 文教対策

- (1) 通園通学路の除雪計画（PTA等民間の協力を含む。）及びその周辺の危険箇所の表示
- (2) 学校及び社会福祉施設等公共施設の建物保全のための雪下ろし体制の確立（PTA等民間の協力を含む。）
- (3) 学校及び保育給食用燃料、生鮮食料品等の確保

6 その他の対策

- (1) 屋根雪下ろしの目安

ア 木造建物	1 m ² 当たり	150kg（積雪約 60cm）
イ 鉄骨建物	1 m ² 当たり	250kg（積雪約100cm）
ウ 鉄筋コンクリート	1 m ² 当たり	350kg（積雪約140cm）

雪下しに際しては、建物の老朽度、積雪状況、周囲の状況その他危険防止に留意

しながら作業を行うよう指導する。

- (2) 庭園樹木等の文化財の倒壊、破損防止のための早期除雪
- (3) 農作物の越冬対策等の推進
- (4) 通信情報の収集、伝達網の確保

第4 住民協力体制の確立

1 住民に対する啓発活動の推進

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、市は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、スコップ、砂、牽引ロープ、長靴等の携行、出発前の車上の雪下ろし、路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、歩道等の除雪協力等について普及啓発及び広報に努めるものとする。併せて屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故、小型除雪機械による事故等の防止や除雪作業の際の健康管理について周知徹底に努めるものとする。

2 地域ぐるみ除排雪計画の策定等

円滑な除排雪を実施するためには、住民一人ひとりの協力はもとより一斉屋根雪下ろし、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、市は、広報等による啓発活動、自治会等を通じた協力の要請等に努めるものとする。また、市は、自主防災組織等の活用等住民の協力体制の整備を図るとともに、一斉除排雪の方法、共同除排雪対象施設、自力で除排雪が行えない要配慮者への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定するよう努めるものとする。

第5 要配慮者対策

積雪時には要配慮者は特に大きな影響を受けることから、市は、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを企業や学校等を通じて確保するなど施策推進を図るとともに、在宅の要配慮者等に対する定期的訪問及び巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。

第25節 積雪時の地震災害予防計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

積雪時に地震や津波が発生すると、より大きな被害を及ぼすとともに、地震発生後の応急対策にも支障が生じることが予想される。よって、市は、県、防災関係機関と協力して積雪時における避難対策、孤立化防止対策等を実施することにより、雪に強いまちづくりの推進を図る。

第2 情報収集伝達体制の整備

関係機関相互の連携を一層強化し、情報の収集や伝達体制の整備充実に努める。また、交通、気象、防災等日常生活全般にわたる総合的な情報の提供を行うことができるシステムの検討をすすめる。

第3 交通の確保

(1) 除排雪体制の確立

道路管理者相互の緊密な連携により「道路除雪基本計画」を策定し、除雪機械の増強、除雪基地の計画的な整備をすすめる。

また、短期間の集中的な降雪に備えて、関係機関と連携し、大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを作成するものとする。特に集中的な大雪に対し、幹線道路上の大規模な車両滞留の回避、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図り、社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制などを行い、集中的な除雪作業に努める。

さらに、除排雪作業を担う地域の建設事業者の担い手確保に努めるとともに、継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレータを養成する。

(2) 積雪地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパス整備を促進する。

イ 山間地帯の冬期通行不能箇所の解消及び代替路線の確保を図る。

ウ 雪崩等の交通遮断を防止するため、スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩防止柵等の施設整備を促進する。

エ 滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるなど、雪に強い道路交通ネットワークを確立する。

(3) 緊急時ヘリポートの整備

積雪によって道路交通が麻痺した場合、ヘリコプター等が有効な物資輸送手段となることから、緊急離着陸場の除雪対策を推進し、防災ヘリコプター等を活用した積雪時における輸送機能の充実強化を図る。

(4) 鉄道輸送の確保

地震時における応急対策を進めるうえで、遠距離、高速、大量輸送が可能な鉄道輸送の確保を図ることが必要である。よって、鉄道事業者は除雪車両及び除雪機械を改良、整備し、効率的な除雪体制の確立を図るとともに、流雪溝や消融雪装置、除雪柵等の整備を進める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

地震発生時の雪荷重等による家屋倒壊の防止を図る。

ア 雪に強い住宅地づくり

克雪住宅、共同雪処理施設の整備を進め、雪に強い住宅地づくりを促進する。また、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する命綱固定アンカーの設置や排除雪の安全を確保するための装備の普及・啓発を図る。

イ 雪下ろしの奨励

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、早期の雪下ろしを奨励し、広報活動を実施する。

(2) 積雪時の指定緊急避難場所及び避難路並びに指定避難所の確保等

積雪時において地震や津波が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう指定緊急避難場所及び避難路並びに指定避難所の確保等を図る。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定する。

イ 避難路の確保

積雪時において地震や津波が発生した場合に備え、住民が円滑に指定緊急避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずる。

- ・ 積雪、堆雪に配慮した体系的街路を整備する。
- ・ 小型除雪車を増強し、歩道除雪を推進する。
- ・ 機械による除排雪が困難な人家連担地域や冬期交通の隘路となる箇所においては、重点的に消融雪施設等を整備する。

ウ 避難誘導標識の設置

住民が安全に指定緊急避難場所に到達することができるよう降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

(3) 集落雪崩対策

地震により雪崩が予想される地域では、所要の対策を講じ住民の生命及び財産の保全に努める。

ア 警戒避難体制の整備

- ・ 雪崩危険箇所における警戒避難体制を確立する。
- ・ 危険箇所に対するパトロールを定期的を実施する。

イ 雪崩対策工事の実施

第5 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生した場合、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。よって、消防組合は消防水利の確保、消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

- (1) 防火水槽及び自然水利に消防車両が容易に接近できる範囲の除雪を励行する。
- (2) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

第6 孤立対策

積雪により孤立するおそれのある集落では、以下の対策を実施する。なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努める。

- (1) 避難施設における克雪構造、屋根融雪装置、除雪機械等の整備
- (2) 災害対策用ヘリポートの整備
- (3) 集落へのアクセス道路の優先除雪
- (4) 避難所及び家庭における耐寒衣料、食料、燃料等の備蓄
- (5) 停電発生時に備えた、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保（衛星携帯電話等）

第7 非常持出品の確保

寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行に配慮するよう住民に周知を図る。

第26節 津波災害防止計画

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

津波と高潮が重なるという最悪の場合を想定し、警戒避難体制の整備、強化に努めるとともに、津波災害の防止を図る事業を実施する。

第2 海岸保全区域の指定

県は、海岸法の規定に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から防護すべき海岸区域及び海岸保全区域を指定し、保全区域内の維持管理に万全を期している。

第3 警戒避難体制の整備

(1) 津波情報等の伝達体制の整備

ア 伝達協力体制の整備

- ① 市は、県計画の「地震・津波情報等の伝達計画」に定める伝達経路及び伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。
- ② 市は、休日、夜間、休息時等における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。
- ③ 津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波情報伝達等の訓練を実施する。

イ 津波情報伝達施設の整備

市は、住民等に対する津波情報等の伝達手段として、同報系による市防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波情報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン、半鐘など多様な通報・伝達手段の確保を図る。

(2) 津波に関する知識の普及啓発の実施

ア 津波に関する知識の内容

市は、津波に関する次の事項等について、沿岸地域に限らず、全住民の共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図る。

- ① 大津波警報・津波警報が発表されたとき、又は大津波警報・津波警報が発表されていない場合でも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸及び河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

- ② 津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。
- ③ テレビ、ラジオ、メール（あわら市防災メール配信サービス）、インターネット、広報車、SNS等を通じて津波に関する情報を入手すること。

イ 普及の方法

- ① 海浜地への立看板の設置
- ② パンフレット、チラシ等の作成

(3) 避難指示等の発令基準

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。

(4) 津波監視体制の整備

津波による災害を防止するため、市は震度4以上の地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波情報の収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者、海岸付近の住民に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図る。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行う。

この場合において、市は地域防災計画に監視者、監視場所、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めておく。

(5) 津波避難対策

津波から人命の安全を守るため、市は、避難所を指定する際には、津波災害を考慮するとともに、津波発生時において、迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

第4 津波対策事業等の実施

国並びに海岸管理者及び河川管理者は、海岸、河川の津波対策事業を着実に実施する。

第27節 文化財災害予防計画

【主な実施機関】 文化学習課 消防組合 消防団

第1 計画の方針

大規模な地震災害等の自然災害、広範囲に及ぶ火災が近年、全国各地で発生しており、文化財への被害も報告されている。よって、これらの災害から地域の貴重な文化財を守り、後世に継承していくために、以下の対策や措置を講ずる。

第2 文化財の災害予防対策

文化財は、地震、風水害、雪害、落雷、火災等により失われることが想定されるので、文化財の所有者・管理者等関係者は、防災関係機関と協力して被害を減少させるための行動に努めるものとする。

1 地震予防体制

(1) リスクの把握

地震対策では、あわら市地震防災マップを活用し、液状化等が想定される地域に所在する文化財を把握しておく。

(2) 事前対策の推進

水道が使用できなくなるケースを想定し、地震発生後に火災が発生した場合でも利用することが可能な水利の確保を図る。

建造物については、専門家による耐震診断の実施を促し、耐震化の必要なものについては、支援を含めた対策を検討する。耐震化にあたっては「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8年（1996）1月、文化庁）等のガイドラインを踏まえつつ、専門家の指導・助言のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策で実施する。

美術工芸品等については、振動による転倒・落下防止策を講ずるよう指導する。対策が困難な場合は、耐震化した施設への移設等を働きかける。

災害による万一の破壊や滅失等に備え、文化財のデータベース化やデジタル化等の記録保存を推進する。

(3) 防災知識の習得と防災活動

文化財所有者や地域に対して、災害リスクについての周知を行うとともに、過去の地震で発生した被害とその対応方法を地域住民間で共有する。

防災関係機関が救援活動を開始するまでの間に被災文化財の救出活動等を地域

住民が実施する自主防災組織の組織づくりを奨励し、防災活動の指導に取り組む。
地震後の通電火災を防ぐため、市民への啓発を図る。

2 風水害、雪害予防体制

(1) リスクの把握

文化財の状況を点検し、強風や倒木等による建造物の破損等、影響を受けやすいような箇所及び被害の想定を洗い出す。

水害のリスクが高い場所に所在する文化財は、台風や豪雨時の対応や被災した際の措置を定める。

あわら市洪水・土砂災害ハザードマップ等を活用し、起こり得る被害について予測しておく。

降雪が多い地域に所在する文化財を把握しておき、その対策を講ずる。

(2) 事前対策の推進

影響を受けやすいような箇所の補強・修理や排水施設の設置等、効果的な被害防止の事前対策を講ずる。

危険木の伐採や排水路の定期清掃等、日常的な維持管理を徹底することにより被害を最小限に抑える。

建造物や文化財周囲の立木等の積雪時における雪下ろし等の除雪開始の基準を設ける。

(3) 防災知識の習得と防災活動

地域で伝えられてきた風水害にまつわる伝承・記録を収集し、被災の歴史を共有する。

過去の浸水位を参考に、防災拠点・避難所の整備に役立てる。

3 火災予防体制

(1) リスクの把握

文化財周辺での火気の使用や可燃性の高い物の存在、漏電の可能性等、火災発生のリスクを把握しておく。

(2) 事前対策の推進

文化財の所有者・管理者には火気使用の制限、可燃物の管理等、周辺環境の整理整頓や清掃の徹底を促す。

文化庁により定められた「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年12月）「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年9月）及び「世界遺産・国宝等における防火対策5箇年計画」（令和元年12月）に基づき、文化財や収蔵施設の点検を行い、今後の

防火対策に取り組む。

文化財及びその収蔵施設等を含めて、被害を最小限にできるよう、出火を早期に発見し、初期消火ができるよう感知器や自動火災報知設備、ドレンチャー、放水銃等の消火設備の設置を進めるとともに、対策に関する指導・助言や消防設備整備等に関する財政的支援等を行う。

立地等の関係で消火設備等の設置が困難な文化財については、所有者や防災関係機関、専門家等と協議しながら、個々の文化財に応じた対策を講ずる。

(3) 防災知識の習得と防災活動

文化財防火デーを中心に、消防署と連携して文化財の見回りを行うとともに、所有者や地域住民、消防団が参加する防火訓練を実施し、通報、文化財の保護・救出、消火活動を行い、非常時の対応についての知識習得、防災意識を高める。

地域の文化財の情報を各地域に情報提供し、文化財の存在を再認識してもらって、非常時における迅速な情報の収集を可能とし、地区の自主防災活動と連携した防災体制の充実を図る。

第3 文化財の現況

本市における有形文化財の現況は次のとおりである。

指定区分	種 別	管理者	名 称	指定年月日
国重文	考古資料	市教育委員会	福井県桑野遺跡出土品、 石器・石製品 85 点	平成24年9月6日
国指定	史跡	東、西本願寺別院	吉崎御坊跡	昭和50年2月13日
県指定	建造物	春日神社	本荘春日神社本殿	平成23年3月25日
	絵画	福圓寺	紙本著色法然上人図像	平成7年4月21日
	絵画	龍澤寺	絹本著色梅山聞本禅師像	平成29年3月31日
	絵画		絹本著色龍澤寺三祖像	平成29年3月31日
	絵画	浄光寺	絹本著色法然上人像 附旧裏書	平成31年3月22日
	絵画	日源寺	絹本着色武曾信濃守勝融像	令和4年8月2日
	彫刻	安楽寺	木造執金剛神像（吽像）	昭和32年3月11日
	彫刻	沢区	石造狛犬（永正十二年銘）	平成29年3月31日
	彫刻	指中区	石造狛犬（永正十四年銘）	令和3年9月7日
	書跡・典籍・ 古文書	龍澤寺	龍澤寺文書	令和2年8月4日

指定区分	種 別	管理者	名 称	指定年月日
	史跡	あわら市	横山古墳群	昭和34年9月1日
	史跡	舟津区	舟津貝塚	昭和44年4月1日
	史跡	梶区	梶古墳（石室）	昭和48年5月1日
	史跡	千束区	千束一里塚	平成2年5月8日
市指定	建造物	個人	梶石塔	昭和48年3月15日
	建造物	福圓寺	輪転経蔵	平成2年3月20日
	建造物	本願寺吉崎別院	念力門（本願寺吉崎別院）	平成11年4月22日
	建造物	宮前公文区	西国三十三ヵ所観世音	平成5年5月26日
	建造物	伊井白山神社	伊井白山神社本殿	平成14年9月10日
	建造物	あわら市	多賀谷左近三経石廟 附供養五輪塔	平成31年1月25日
	絵画	安楽寺	弘法大師図像	平成1年12月1日
	絵画		仏画（3幅）	平成1年12月1日
	彫刻	東山区	阿弥陀如来座像	昭和53年5月26日
	彫刻	春日神社	阿弥陀如来立像	昭和56年2月20日
	彫刻		薬師如来立像	昭和56年2月20日
	彫刻	八雲神社	薬師如来坐像	昭和56年2月20日
	彫刻		天部立像（2体）	昭和56年2月20日
	彫刻	赤尾区	阿弥陀如来坐像	昭和56年2月20日
	彫刻	角屋区	薬師如来坐像	昭和56年2月20日
	彫刻	観音堂	十一面観世音菩薩立像	昭和57年10月19日
	彫刻		広目天立像	昭和57年10月19日
	彫刻		多聞天立像	昭和57年10月19日
	彫刻	安楽寺	大日如来坐像	平成1年12月1日
	彫刻	仏徳寺区	仏徳寺天満神社石造狛犬 （2対）	平成28年12月6日
	彫刻	根上り区	根上り神明神社石造狛犬 （1対）	平成28年12月6日
	彫刻	伊井白山神社	伊井白山神社石造狛犬 （1対）	平成28年12月6日
	彫刻	安楽寺	木造薬師如来坐像	令和4年3月12日

指定区分	種 別	管理者	名 称	指定年月日
	彫刻	畝畦寺	銅造千手観音立像附模造千手観音立像	令和5年3月28日
	彫刻	滝区	石造不動明王二童子像及び八大龍王像 附 新石造不動明王像	令和5年3月28日
	工芸品	個人	静波双雀文鏡	昭和48年3月15日
	工芸品	個人	亀甲双雀文鏡	昭和58年3月19日
	工芸品	市教育委員会	朱銀振分塗伊予札二枚胴具足 壱領	平成7年4月24日
	書跡・典籍・ 古文書	個人	大連三郎左衛門家文書	令和4年3月12日
	考古資料	市教育委員会	漆塗椀	昭和58年3月19日
	考古資料	個人	経筒	昭和59年3月26日
	歴史資料	総持寺	雨夜塚	昭和48年3月15日
	歴史資料	市教育委員会	溝江家家紋入旗幟	平成7年4月24日
	歴史資料	熊坂区	熊坂大仏	平成11年8月10日
	歴史資料	川口城址保存会	指中の板碑	平成27年3月10日
	歴史資料	あわら市	仲仕組創立記念之碑	平成31年1月25日
	史跡	多賀谷左近三経公 奉賛会	多賀谷左近の墓	昭和48年3月15日
	史跡	山十楽区	柿原窯跡	昭和48年3月15日
	史跡	個人	細呂木関所跡	昭和48年3月15日
	史跡	熊坂区	熊坂専修寺跡	昭和48年3月15日
	史跡	妙隆寺	金津城溝江館跡	昭和58年3月19日
	史跡	番田区	堀江公番田館跡	平成3年11月1日
	史跡	あわら市	旧北陸道	平成10年2月10日
	史跡	坂ノ下区	坂ノ下宿場口跡	平成14年8月6日
	史跡	たたら製鉄遺跡保 存会	細呂木製鉄遺跡	平成30年1月12日
	史跡	沢区・指中区	神宮寺城跡	令和3年3月25日
	名勝	龍澤寺	龍沢寺庭園	昭和58年3月19日
	天然記念物	沢区	沢・春日神社の大杉	昭和49年12月14日
	天然記念物	下八日区	大鳥神社の大銀杏	昭和49年12月14日

指定区分	種 別	管理者	名 称	指定年月日
	天然記念物	養善寺	サツキ群	昭和54年10月27日
	天然記念物		イチョウ	昭和54年10月27日
	天然記念物	安楽寺	イチョウ	昭和54年10月27日
	天然記念物	春日神社	ツバキ	昭和54年10月27日
	天然記念物	赤尾区	社叢林	昭和56年2月20日
	天然記念物	八幡神社	社叢林	平成3年2月28日
	天然記念物	個人	吉崎のキンメイチク群	平成23年3月30日
国登録	建造物	えちぜん鉄道	えちぜん鉄道本荘駅本屋	平成23年7月25日
	建造物	一般財団法人本願寺文化興隆財団	吉崎御坊蓮如上人記念館 七不思議堂主屋	平成24年8月13日
	建造物	あわら市	藤野巖九郎記念館 (旧藤野家住宅主屋)	平成25年6月21日

※ただし、無形民俗文化財2件を除く

第28節 被災自治体支援体制の整備

【主な実施機関】 各課共通

第1 計画の方針

東日本大震災の教訓に基づき、大規模広域災害に対する即応力の強化が求められ、緊急性の極めて高い応急措置に限定されていた応援の対象業務が、災害応急対策全般に拡大された。

この趣旨を踏まえ、広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、県と連携した支援体制を整備しておく。

第2 被災自治体支援体制

1 被災自治体支援体制の整備

広域災害や局地的な大災害が発生した場合、市長の判断により庁内に支援対策本部を設置し、必要な支援活動を実施する。

(1) 支援対策本部

災害対策本部に準ずる。

(2) 支援対策本部事務局

支援対策本部に事務局を設置する。

2 支援活動の内容

主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

主な支援項目	備考
義援金の募集	個人等からの義援金
給水活動の支援	給水車の派遣等
救援物資の募集及び送付	
広域一時滞在場所の提供	被災者の受入
ボランティアの募集及び派遣	
支援要員の派遣	災害対策活動全般
備蓄品の提供	食料、生活必需品、資機材等
医薬品等の提供・保健師の派遣	
避難所運営の支援、その他の支援	